

平成19年3月8日（木曜日）

議事日程第3号

平成19年3月8日（木曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問
- 第2 議案の訂正について（議案第16号）（説明・表決）
- 第3 議案第8号 大仙市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第4 議案第9号 大仙市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第5 議案第10号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第6 議案第11号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第7 議案第12号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第8 議案第13号 大仙市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第9 議案第14号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第15号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第16号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第12 議案第17号 大仙市長寿祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

- 第 1 3 議案第 1 8 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 9 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 0 号 大仙市下水道条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 1 号 大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 2 号 大仙市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 3 号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 4 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 5 号 大仙市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 6 号 大仙市収入役の事務を助役に兼掌させる条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 7 号 大仙市角間川温泉条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 2 8 号 大仙市営南外スキー場設置条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 2 9 号 太田町史編さんに関する条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 3 0 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 3 1 号 太田地域施設利用者区分等の整備に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 3 2 号 大仙市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する等の条例の制定について (質疑・委員会付託)

- 第 28 議案第 33 号 大仙市簡易水道事業の設置に関する条例及び大仙市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 29 議案第 34 号 大仙市学校給食センター建設基金条例の一部を改正する等の条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 35 号 大仙市功労者の待遇に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 36 号 大仙市大曲交流センター条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 37 号 大仙市農業後継者育成修学資金貸与条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 38 号 大仙市福祉関係計画審議委員会条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 39 号 大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 35 議案第 40 号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 36 議案第 41 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 37 議案第 42 号 財産の処分について
(質疑・委員会付託)
- 第 38 議案第 43 号 負担付き贈与の受諾について
(質疑・委員会付託)
- 第 39 議案第 44 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
(質疑・委員会付託)
- 第 40 議案第 45 号 大曲仙北広域市町村圏組合同規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 41 議案第 46 号 大仙美郷環境事業組合同規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 42 議案第 47 号 大仙市営土地改良事業の計画の変更について
(質疑・委員会付託)

- 第 4 3 議案第 4 8 号 市道の路線の認定、廃止及び変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 4 議案第 4 9 号 大仙市土地開発公社定款の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 5 議案第 5 0 号 平成 1 8 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 6 議案第 5 1 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 7 議案第 5 2 号 平成 1 8 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 8 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 9 議案第 5 4 号 平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 0 議案第 5 5 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 1 議案第 5 6 号 平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 2 議案第 5 7 号 平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 3 議案第 5 8 号 平成 1 9 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 4 議案第 5 9 号 平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 5 議案第 6 0 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 6 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 7 議案第 6 2 号 平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)

第 5 8	議案第 6 3 号	平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
第 5 9	議案第 6 4 号	平成 1 8 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号) (質疑・委員会付託)
第 6 0	議案第 6 5 号	平成 1 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
第 6 1	議案第 6 6 号	平成 1 8 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
第 6 2	議案第 6 7 号	平成 1 8 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
第 6 3	議案第 6 8 号	平成 1 8 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
第 6 4	議案第 6 9 号	平成 1 8 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
第 6 5	議案第 7 0 号	平成 1 8 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
第 6 6	議案第 7 1 号	平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
第 6 7	議案第 7 2 号	平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
第 6 8	議案第 7 3 号	平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正 予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
第 6 9	議案第 7 4 号	平成 1 8 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予 算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
第 7 0	議案第 7 5 号	平成 1 8 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
第 7 1	議案第 7 6 号	平成 1 8 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会 計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
第 7 2	議案第 7 7 号	平成 1 8 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会 計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)

第 7 3	議案第 7 8 号	平成 1 8 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)	(質疑・委員会付託)
第 7 4	議案第 7 9 号	平成 1 8 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算 (第 4 号)	(質疑・委員会付託)
第 7 5	議案第 8 0 号	平成 1 8 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)	(質疑・委員会付託)
第 7 6	議案第 8 1 号	平成 1 9 年度大仙市一般会計予算	(質疑・委員会付託)
第 7 7	議案第 8 2 号	平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 7 8	議案第 8 3 号	平成 1 9 年度大仙市老人保健特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 7 9	議案第 8 4 号	平成 1 9 年度大仙市土地取得特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 8 0	議案第 8 5 号	平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 8 1	議案第 8 6 号	平成 1 9 年度大仙市学校給食事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 8 2	議案第 8 7 号	平成 1 9 年度大仙市奨学資金特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 8 3	議案第 8 8 号	平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 8 4	議案第 8 9 号	平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 8 5	議案第 9 0 号	平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 8 6	議案第 9 1 号	平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)
第 8 7	議案第 9 2 号	平成 1 9 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算	(質疑・委員会付託)

- 第 88 議案第 93号 平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 89 議案第 94号 平成19年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 90 議案第 95号 平成19年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 91 議案第 96号 平成19年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 92 議案第 97号 平成19年度大仙市スキー場事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 93 議案第 98号 平成19年度大仙市内小友財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 94 議案第 99号 平成19年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 95 議案第100号 平成19年度大仙市大沢郷財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 96 議案第101号 平成19年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 97 議案第102号 平成19年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 98 議案第103号 平成19年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 99 議案第104号 平成19年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第100 議案第105号 平成19年度市立大曲病院事業会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第101 議案第106号 平成19年度大仙市上水道事業会計予算
(質疑・委員会付託)

- 第102 請願第 9号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求めることについて (委員会付託)
- 第103 請願第10号 日豪EPA交渉に関することについて (委員会付託)
- 第104 請願第11号 携帯電話等サービスエリア外地域解消に関することについて (委員会付託)
- 第105 陳情第42号 本堂城回集落内幹線道路拡幅について (委員会付託)
- 第106 陳情第43号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求めることについて (委員会付託)
- 第107 陳情第44号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求めることについて (委員会付託)
- 第108 陳情第45号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについて (委員会付託)
- 第109 陳情第46号 労働法制の改善を求めることについて (委員会付託)
- 第110 陳情第47号 大沢郷地区簡易水道施設整備事業の地元業者への発注について (委員会付託)

出席議員 (27人)

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 橋本五郎 | 2番 佐藤文子 | 3番 小山誠治 |
| 4番 佐藤隆盛 | 5番 藤井春雄 | 6番 杉沢千恵子 |
| 7番 佐藤孝次 | 8番 金谷道男 | 9番 |
| 10番 千葉健 | 11番 渡邊秀俊 | 12番 佐藤芳雄 |
| 13番 高橋敏英 | 14番 竹原弘治 | 15番 橋村誠 |
| 16番 武田隆 | 17番 斉藤博幸 | 18番 菊地幸悦 |
| 19番 大坂義徳 | 20番 大山利吉 | 21番 門脇一男 |
| 22番 本間輝男 | 23番 児玉裕一 | 24番 高橋幸晴 |
| 25番 佐々木洋一 | 26番 大野忠夫 | 28番 北村稔 |
| 30番 藤田君雄 | | |

欠席議員（２人）

２７番 佐々木 昌 志 ２９番 鎌 田 正

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	助 長 役	久 米 正 雄
教 育 長	三 浦 憲 一	代 表 監 査 委 員	田 牧 貞 夫
総 務 部 長	老 松 博 行	企 画 部 長	佐々木 正 広
市民生活部長	高 橋 源 一	健 康 福 祉 部 長	深 谷 久 和
農林商工部長	金 正 行	建 設 部 長	柴 田 勝 三
病 院 事 務 長	高 橋 大 樹	水 道 局 長	田 口 良 邦
教 育 次 長	相 馬 義 雄	教 育 次 長	佐 藤 康 裕
総 務 課 長	元 吉 峯 夫		

議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	副 参 事	高 橋 薫
副 主 幹	伊 藤 雅 裕	副 主 幹	加 藤 博 勝
主 任	菅 原 直 久		

午前１０時００分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、２７番佐々木昌志君、２９番鎌田正君。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、議事日程第３号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第１、本会議２日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。８番金谷道男君。はい、８番。

○８番（金谷道男君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

一般質問２日目のトップバッターを務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

質問に入ります前に、本年はいよいよ秋田わか杉国体本番であります。その先陣を切って去る2月10日から4日間、スキー競技会が開催されました。その中のアルペン競技に我が大仙市から少年女子に金子未里さん、成年男子Cに高橋繁太郎さんの2人が出場され、それぞれ入賞を果たし、秋田県の初めてのスキー競技における天皇杯獲得に大きく貢献して下さったことは、私ども市民にとっても大きな喜びであります。お二人に心よりの賛辞を贈りたいと思います。また、この後9月には、まさに本番の大会が開催されます。それにも我が大仙市からたくさんの方々が選手、監督、コーチとして出場されると思います。その方々がその持てる力を十二分に発揮し、秋田県の実業団杯獲得に貢献して下さることもあわせて皆様とともに祈念いたしたいと思います。

前置きが長くなりましたが、それでは通告に従い質問に入らせていただきます。

最初に行政改革についてお尋ねをいたします。

市長は市民の幸せを追求することを目指す市政を執行するにあたり、昨今の地方分権の進展、三位一体改革による財政環境の変化、加えて少子高齢化、人口減少といった社会の変動により、これまでと同じやり方で自治体を運営することはできないと施政方針の中で述べておりますし、そのため大仙市行政改革大綱及び行政改革集中プランを定め懸命に取り組んでおられますことに対し、まずは敬意を申し上げます。

行政改革というと歳出の削減と歳入の増加を図ることと考えられがちですが、それだけで本当に良いのでしょうか。行政改革にあたって財政の合理化の視点は当然必要ですが、それだけでは不十分だと思います。行政改革は経費削減だけが目的ではないはずです。市が効果的に施策を展開し、職員が創造的に仕事を進めるための改革でなければならないと思います。私はそもそも数多い公共サービスのすべてを行政が担うべきものとは考えておりません。公共サービスのどの部分をどのような形で行政が担うべきものなのか、そして担うべきサービスが本当に住民のニーズに合ったものなのか、また、それらの事務事業が達成目的を明確にし、最小の経費で最大の効果を上げているのか、これらの点検、検証が今何よりも必要なものではないかと思います。そのためには、しっかりと行政評価を行わなければならないのではないかと思います。この点について私は一昨年12月の議会でも質問させていただきました。そのとき市長からの答弁の中で今少し時間をいただきたいということでした。その後、具体的な取り組みとして昨年8月から9月に市民により行政評価が実施され、1月にその結果をいただきましたし、市広報にも掲載されましたので、まずは第一歩を踏み出していただけましたものと大

変良かっと思っております。

そこで、今回の行政評価についてお尋ねをいたします。

数ある事務事業の中から今回の市民評価の対象とした事業は、どんな視点で、そしてどういう基準で選定したのでしょうか。また、アンケート実施にあたって回答して下さる市民の方々に評価対象となった事業の内容について、どのような情報提供をしたのでしょうか。また、今回は市民による行政評価ですが、同じ事業に対する内部の執行評価も同時に実施したのでしょうか。行ったとすればどのような結果だったのでしょうか。またあわせて、今回の結果を19年度予算にどのように活用したかお知らせをいただきたいと思っております。

次に、定住対策についてお尋ねをいたします。

地域の活力のもとには人です。地域に人口が少なくなるということは大変な問題であります。大仙市総合計画基本構想によると、大仙市の人口は平成22年には8万8,428人、平成27年には8万2,779人と推計されております。平成17年度が9万3,352人ですので、10年間で1万人減少することが推計されています。日本の人口自体が減少に転じている今、当市だけが大きく人口を増加することは考えられませんが、しかし、人口が減少するという事は地域社会の維持発展にとっては非常に重い課題であります。大仙市総合計画では、その影響を少しでも軽減すべく実施計画を立て施策を進めていると思っております。私はその施策としては少子化対策、雇用の拡大、産業振興、様々考えられると思っておりますが、その中の1つである定住対策、秋田県では大分前からAターン対策と名付けて取り組んでおりますが、その施策についての大仙市の取り組みについてお尋ねをいたします。

2007年問題と言われるように、いわゆる団塊の世代、私も市長もそうでありませけれども、その世代の大量の定年が今始まろうとしております。全国で700万人の定年が予想されています。この世代の動向が世の中の大きな変化につながる可能性があります。ある統計によりますと、この世代の約10%の方々が地方回帰、いわゆる田舎暮らしを思考しているということが報じられておりました。また、平成18年2月の総理府の世論調査によりますと、50代の約3割が農山村や漁村に移住してもよいとの答えだったということでした。確かにあこがれと現実は違うと思っておりますが、この傾向がより強くなることは確かに考えられます。このことに関連した新聞記事2件、目にとまりましたので読ませていただきます。

1件は、徳島県美波町伊座利地区は都会からの移住受け入れで過疎解消に成果を上げている。この10年間で30人増え130人になった。たったそれだけとは言えなけれ、小・中学生は4倍になる。65歳以上の割合を示す高齢化率も13ポイント低下した。黒潮洗う同地区は美しい自然が魅力だが、それだけで移住が増えたわけではない。空き家の修繕や交流施設整備、絵本・料理教室の開催、清掃活動など地域ぐるみの受入体制を整えたからこそ人口の社会増が成功したという記事であります。

またもう1点は、岩手県奥州市で団塊の世代などU・J・Iターンの受け入れを狙った空き家バンクを始めた。空き家情報をホームページに載せるもので市の中心部の不動産情報は充実しているが、過疎化の進む田舎暮らし思考に合った周辺部の情報は少ないので、それを載せるというもの。

いずれも定住対策関係の記事であります。たぶんこのほかにも近場では横手市でもこの類の施策に取り組んでいるようでもあります。まだまだたくさんの自治体に取り組んでいるようでもあります。このような施策は直ちに、また、どこでも同じようにできるとは私も思いませんが、しかし、大仙市でも検討する余地は大いにあるのではないのでしょうか。秋田県では来年度予算にもAターン対策を盛り込み、積極的に取り組むと思われまますし、国でも農林水産省が都市住人の農山漁村定住150万人増を掲げて活性化法案と関係予算を今国会に提出しております。

しかし、実際に人が移住し住むのは市町村であります。行政だけでなく地域の体制をも含めて、市町村が取り組んで初めてこの施策の効果はあるものだと思います。この件に関して残念ながら大仙市の17年度・18年度予算、事業の中には関連施策が見当たらないと私は感じております。確かに外から人を入れる施策は地域の人間関係、農業の規制などの問題もあると思います。しかし、地域の経済、文化、住民意識、いろんな面への効果が期待できます。大仙市としてのできることから考えるべきと考えますが、この点市長はどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

最後に、要綱・要領等についてのことについてお尋ねをいたします。

大仙市に限らずすべての行政機関では、業務の適切な執行をするため、その基準や独自施策の実施根拠として様々な分野で要綱・要領・基準・事務取扱要領などを制定していると思います。柔軟で機動的な行政運営を行うために議会の議決を必要とせず、状況の変化に応じて速やかに施策ができること、あるいは法や条例に明記されない具体的・細部的な基準を定めることで公平で適正な行政実行を行えるものとなっており、必要

なものであるとは思いますが、有効に機能していると思います。

しかし反面、内部規定であるとして市民の目に触れにくく、ルールとしての公平性や透明性が伝わりにくい、また、法令や条例との関連や委任の範囲を逸脱していないかなどの内容の妥当性もわかりにくい面もあるのもまた事実であります。要領・要綱等の中には市民に義務を課したり権利を付与したりするものも少なくないと思われますし、直接住民に利害関係が生ずる根拠にもなっています。住民のための行政ですので、これらの内容は当然広く住民に公表されなければならないし、また、住民のニーズに合ったものでなければならないと思います。そこでお尋ねします。大仙市では現在、要綱・要領等はどのぐらい制定されており、そのうち例規集に記載されているもの、あるいは印刷物やホームページで常時公表されているものなど、公表されているものはどのぐらいあるでしょうか。また、公表されているものと公表されていないものがあるとするならば、公表に関する基準があると思いますので、その基準をお知らせいただきたいと思います。また、迅速にその時々の変化に対応できる手法である要綱等ですので、それだけに内容の評価、チェックが大切かと思えます。それらのチェックをどのようにしているのでしょうか、お知らせをいただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 8番金谷道男君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 金谷道男議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、行政改革についてであります。

今回の市民評価は、施策が市民の日常的な問題意識に合致しているかどうかを検証し、その結果を今後の事業遂行に反映されることを目的に実施いたしました。

アンケート項目は、総合計画の柱を11分野に分け、新規を含む主要事務事業の中から各分野毎に2ないし3の事業を選択し、評価をお願いしたものであり、427人の皆様から回答をいただいております。

アンケートを実施するにあたりましては、市民の方に予算ベースでの事業費や事業内容がわかるように市の取り組み状況を簡潔にまとめた質問形式とし、事業内容がわかるよう配慮したところであります。

評価の結果は、議員の皆様にも配付させていただいておりますが、3段階評価で11の分野の現状の満足度ではA評価が8分野、B評価が3分野、事業の有効性では26事業のうちA評価が18事業、B評価が8事業となっております。

自由記載欄の市民の意見として、「生活に直接関わりのない項目の内容がわかりにくい」、あるいは「役所で今何に取り組んでいるかがわかる良い機会だ」、あるいは「駅前区画整理、まちづくり事業の進捗状況が知りたかった」等422の意見をいただいております。今後の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、内部評価につきましては、職員一人一人が達成目標を明確にし、最小の経費で最大の効果を上げているか等の点検、検証の手段として必要であると考えておりますが、内部評価である事務事業評価につきましては、全国の自治体で様々な手法により取り組んでいる状況にあり、市といたしましては先進自治体の取り組み状況等を参考に、効率的・効果的な評価手法、特に事務に負担がかからないシステムを構築してまいりたいと考えております。

平成19年度予算編成にあたり、補助金が住民ニーズに対応しているか等について担当者自らが評価する補助金評価票の提出を求めたところではありますが、必ずしも適切な評価がなされているとは判断し難く、内部評価システムの構築とあわせて評価を行う職員の意識向上にも努めてまいりたいと存じます。

市民評価を予算編成にどのように活用したかではありますが、厳しい財政事情の中で、市民が何を求めているのか、市民評価を参考とし、事業の優先度、予算の重点配分に配慮したところがあります。

また、特定分野の事業について「事業内容がわからない」との回答が多いことから、新年度予算の主要事業について市民の皆様にご理解いただけるよう、事業内容についての説明書、タイトルは「夢のある田園交流都市大仙の創造を目指して」を作成いたしまして全戸配布する計画であります。

なお、市民評価につきましては、平成18年度のアンケートに回答していただいた方のうち、事業実施後のアンケートにご協力をいただけるとした391人の皆様に、前回の内容に18年度の実績見込み等を追加し、再調査を実施する予定であります。

質問の第2点は、市のAターン対策についてであります。

議員ご指摘のとおり、私も地域の活力の源は人であり、人づくりであると考えております。

ご質問のAターンとは、ご案内のとおりUターン・Jターン・Iターンのすべて、オール（ALL）ターンと秋田（AKITA）を組み合わせた愛称であります。

これまで県では若年者の雇用対策や県出身者を主な対象としたAターン就職促進事業

などの定住支援策に取り組んでおりました。

ちなみにAターン登録者は、平成19年1月末現在で全県で1,496人、本市では73人となっております。

しかしながら昨今では高度経済成長に貢献してきた、いわゆる団塊の世代を中心に、中高年層が定年退職を迎える、いわゆる2007年問題といわれる現象が始まろうとしております。この世代は首都圏だけでも約180万人にのぼるといわれており、その多くはかつて地方圏から首都圏へ移り住んだ人たちであります。各種アンケートでも退職後は地域社会に貢献したいという意識が強いほか、セカンドライフを新たな地で過ごそうとするふるさと回帰志向の強いことが数値に表われております。

県では、少子高齢化や若年層の県外転出等に伴う人口減少問題に対応するため、首都圏在住者を対象に、交流から移住・定住へ導くことにより地域の活性化を図ることを目的に、昨年12月に秋田県定住促進プランを策定しております。

具体的施策として500万人の観光客誘致、これから派生しまして10万人の2地域居住の促進、そして3万人の定住促進の3段階のシナリオによって交流人口や定住人口の増加を図ろうとするものであります。

また、具体的取り組みとして市町村に空き家情報の提供、滞在型市民農園等の整備、定住後のサポート態勢の整備を挙げております。

先駆的事例として横手市や美郷町では、各ホームページ上にそれぞれ「横手市定住応援ページ」、あるいは美郷町では「空き家・空き地等情報」の掲載があります。

当市といたしましても観光客の誘致はもちろんでありますが、空き家等の情報については昨年の豪雪の際に調査したデータがありますので、各種情報として提供するまでの課題を検討してまいりたいと思います。

また、滞在型支援農園の整備やサポート体制については、観光事業の中でグリーンツーリズム等の農業作業体験事業の拡大が可能かどうか関係機関と検討し、取り組みの障壁となっている規制や課題を十分把握した上で、他の自治体とは違った大仙市としての潜在的魅力を十分引き出した特色のある施策を展開できるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、太田地区にあります農業情報センターも関連があると思います。ここには19年度、3名の研修生の方をお迎えすることにしておりますけれども、条例上は定数5名となっております。立派な施設がありますので、指導体制を確立することによって7名

ぐらいの受け入れは可能だと言われておりますので、若い農業者、あるいは都会から田舎で農業をしたいという志向もかなりあるようでありますので、そういう人たちを含めた受け体制ができることも含めて具体的に検討してみたいと思っております。

質問の第3点、要綱・要領等の制定数と公表及び内部評価に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第3点は、要綱・要領等の制定数と公表及び内容評価についてであります。

はじめに、要綱・要領等の制定につきましては、平成18年12月25日現在で例規集に登載しているものは412件であります。すべて市のホームページで公表いたしておりますが、平成18年中に制定・改正及び廃止したものは78件となっております。

一方、執務手順の詳細を定めたり、あるいは例規の運用に際して事例を集積させることによって基準を体系化したものなど、いわゆる内規として取り扱っている例規集に登載していないものにつきましては、その数及び公表の実態につきましては現在把握いたしておりません。

しかしながら、行政処分に関わる内規につきましては、行政手続法及び行政手続条例に基づきまして、現在、一定の様式により公にするための作業を進めております。

また、それ以外のものにつきましては、公表に関する基準を特別に現在定めてはおりませんが、行政運営の透明性の向上、公正の確保という観点から、積極的に公表すべきものであるというふうに考えております。

次に、要綱等の内容の評価、チェックにつきましては、各担当部署におきまして社会情勢の変化や住民ニーズに対応し、適宜必要な見直しを行われているものと理解しておりますが、今後ともなお一層職員が問題意識を持って事務を執行するよう指導してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 8番、再質問ありませんか。はい、8番。

○8番（金谷道男君） 大変私の何か質問の意図をわかっていただけて大変ありがとうございます。特に農業振興情報センターのところを活用しての定住の絡みのことについては、私もそこまでちょっと考えておりませんでしたけれども、そこまで市長考えているということは大変有り難いと思っております。

内部評価のことについてちょっと申し上げたいと思います。

昨日、市長の答弁の中で、職員に非常に厳しい財政状況を説明したにもかかわらず歳入歳出の予算要求の際に50億円のギャップがあって大変苦慮したというような発言、答弁があったんですが、私はそれはもしかすれば裏を返せば事務事業の評価が職員の方々の中でそういう雰囲気になっていないのではないかなど、そんなふうに感じております。

市民による行政評価は当然大切なことでありますし、これは是非やっていただきたいのですが、同時に私は内部の執行評価といいますか、そういうものをやはり時間を置いて検討してこの後どうのこうのということではなくて、やはり19年度から私はしっかりやっていっていただきたいなと思います。予算要求したときに、当然その予算の効果なり目標設定なりはちゃんとしているから予算要求したのだと思います。ならば当然その後の事後評価というものも当然やっぱりやっていかなければならないのではないかなど、それがなければなかなかこれから厳しい財政事情の中で事業を取捨選択していくという状況であります。そういう根拠としては、やはりそういう行政評価みたいなものをやっぱりやって、それを市民に公表することによって市民の方々から選択してもらおうと、やっぱりそういう方向になっていかないとなかなか19年度・20年度、予算案ができなくなるんでないかという昨日からのいろいろ質問出ておるようですけれども、私も本当にそうだと思います。この状況はやっぱり一緒に共通の認識でやっていかなければならないのでないかなと思います。それで、その事務事業の評価について私がどうのこうのというようなものではないかもしれませんが、実施にあたっては、やはり是非職員一人一人がそれに関わるという方向でお願いしたいし、そしてまた、どういう視点でそれを評価していくときには絶対市民のためのより良いサービスの方法、あるいは仕組みであるのかということ点を点検を普段、とにかく日常普段継続的にやっていっていただきたいなと思います。日本は産業では世界に冠たるテクニックを持っているということと言われております1つに改善という、日本語が国際語になったこともありますけれども、トヨタが初めてやったというようなことですが、やっぱりそういうことを是非自治体の中でも日常の業務の中でやっぱりより効率的にやる、そして市民のサービスをより充実させていくというような方向でぜひ考えていただきたいなと思っております。たぶん現在、大仙市の事業というのは、私、17年度の決算細目ちょっと数えたんですが、概略ですけれども870ぐらいの事業があるようであります。19年度ちよっ

と数えておりませんが。やっぱりそういうことの一つ一つやっぱり点検することが予算のより効率的なものになっていくんでないかと思しますので、そこら辺の取り組みをどう考えているかということのを是非一点お尋ねをしておきたいと思します。

それから、定住については私、確かにいろいろ問題あるし、やることについては今すぐは厳しいかもしれませんが、是非ゼロベース予算という話、大変出ております。私も良いことだと思します。ただ、ゼロベース予算といいますけれども、私から言わせればそうでなくて、やっぱり一番大事な給料を使った職員のコストがあるわけで、これは何よりも大事なものでありますので、その知恵を生かして、是非良いアイデアを、ゼロベース予算の中にそういうものが出てくるようなそういうような方向にさせていただければいいなというふうに思します。

それから、最後の事務事業のことについてですけれども、私実はこれ、何かの要綱のときに運用がどうのこうのということで特定のものについて言ったのではないのですが、実は往々にしてあります。実際に窓口で要綱がこうなっているからだめというような言い方、言われ方で終わってしまっているということが実はある、私はあると思していますし、実際に見てもいます。それから、予算に上がったいろんな事業、補助事業等もあります。今回も補正予算の中に、18年度の補正予算の中に、いわゆる不用額として減額補正で出てきたものの中にも補助事業関係のものがあります。事業を執行した後で私は目的達成して残るのは非常に良いと思うんです。それは是非そうしてほしい。ただ、その要綱そのものが実は実際にそれを使いたい方々との意識の乖離があって、使いたいけれども使えないというようなものがそのハードルとしてあるとすれば、やはりこれはちょっと問題ではないのかなと思しています。そういう意味でこの後、総務部長の答弁の中でもしっかり内容をチェックしていくというような話でしたけれども、やっぱりそれを実際に担当するのは本庁でしょうから、しかし執行するのはたぶん総合支所あたりが結構使うことになると思します。そこら辺でやっぱり担当者の方々と企画をする側がきっちりとやっぱり連携を密にして同じ意識でやってほしいなと思しますし、それから、同じ方法がこの広い大仙市の中で同じ基準ですべてのものができるとも考えにくいと私は思っています。であればこそ現場の方々との連携をやっぱり密にした中でやっていていただきたいな、いろんなところにそれがあってないかなと。地域枠予算再三出ていますけれども、地域枠予算のやっぱりそういう根拠、当然これも要綱・要領で根拠を持ってやることになると思しますので、やはりそこら辺のところもしっかり

して行ってやって行っていただきたきたいなど、そんなふうに思っております。

とりあえずまずそういうことで、先程の内部評価のことについての取り組みについてのことは再度ご答弁をお願いします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 金谷議員の再質問にお答えいたします。

この外部評価、市民評価については、比較的取り組みやすい課題ですが、内部評価については、いろいろ調べて試みとしてやっておりますけれども、なかなかこの難しい課題が多いようであります。旧大曲市長時代からこの問題に取り組んできましたけれども、内部評価を下手な形でやりますと相当日常の仕事に負荷がかかってかえって混乱してしまうという事例も多いようであります。そうした意味で慎重に入ろうということで様々な自治体の事例なども参考にしながら、この実際の仕事に負荷のかからない方法がないのかなということで鋭意検討を深めているところであります。何とか19年度中にスタートさせたいということで18年度からずっとこの検討を深めておりますけれども、なかなか全体の評価制度が固まらなかったものですから、一部補助事業の関係について部分を取り出してやってみたんですけれども、なかなかうまくこれもいかなかったということで、もう一度どういうふうな形にできるのかどうか検討をして、できれば19年度中にスタートさせたいという考え方で検討を深めてまいりたいと、こういうふうに思っています。この問題は議員ご指摘のとおり予算編成の問題でも申し上げましたけれども、様々そういう状況が職員に浸透していないという問題、これ等も共通するわけでありまして、この要綱・要領の問題についても、いわゆる本庁の企画する関係の課と実際に実施する支所の課の連携が不十分であったりする場合があります。やはりそういう連携、つながり、そういった面でもこの内部評価のシステムを早く確立をして、実際仕事をしてどういう目標で結果がどうだったのかということをやっぴり内部できっちり評価して、それを外部評価とあわせて様々な施策の展開の中に生かしていかなければいけないということであろうと思いますので、これは両方関連しますので大きな課題として検討を急ぎたいと、こういうふうに思っております。

○議長（橋本五郎君） 8番。

○8番（金谷道男君） いずれしつこいようで大変恐縮ですけれども、やはり厳しい財政の中では何をどうやっていくのかということの根拠となるのが、やはりそういう業務の評価、一つ一つの業務の評価かと思えます。それに関連した要綱・要領ということにな

ると思いますけれども、是非19年度にそういうような方向で検討をして実行していただけるようお願いをして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本五郎君） これにて8番金谷道男君の質問を終わります。

次に5番藤井春雄君。はい、5番。

○5番（藤井春雄君）【登壇】 おはようございます。

5番、市民クラブの藤井春雄であります。私からも質問をさせていただきます。

今、開会中の国会が格差是正国会と言われているように、格差是正問題が大きな焦点になっているようであります。国会で議論されている問題ですから地方での議論はなじまないとか中央での議論結果を待つてという考えもあるでしょうが、地方にとっても避けて通れない待ったなしの問題が多くあるのではないかと考え、あえて取り上げさせていただきますと思います。

一言に格差と言ってもその定義づけは難しい問題だと思いますが、安倍総理は結果ではなく機会の不平等で生じた差が是正すべき格差であるという認識のもとに、格差があると感じている人たちがいるのであれば、また、頑張っても生活が向上しない地域があれば、そこに政治の光を当てていくとし、なかなか時代についてゆけず格差を感じている人に対しては職業の訓練や就業支援など機会に満ちあふれた社会にしていくという考え方を示しているようであります。いつの時代でも格差があるのは当然だという言い方も一部にはあるようですが、個々の努力が足りなかった、あるいは怠ったということで自己責任を問われることは別にしても、時代の流れや社会の諸制度、仕組みの中で格差が生まれ拡大することに対し、是正への手だて、対策が必要だという認識では共通のものになってきているのではないかと思います。そのような意味で格差是正のために地方は地方なりにもの申すべきは申し、地方でできることは地方で取り組むことが必要なのではないかと考え、以下質問をいたします。

まず、中央・地方の格差問題についてであります。

この問題は、経済、雇用問題、少子高齢化問題等々をはじめあらゆる問題が錯綜し、一口で論ずることは不可能な問題ですが、最近の急激な変化を見れば仕方がないでは済まされない状況だと危機感を持つのは私一人ではないと思います。最近の朝日新聞に「東京が壊れてしまう」というタイトルで一極集中問題が取り上げられていましたが、その記事によれば、東京圏と言われる東京・千葉・埼玉・神奈川の1都3県には01年以降、毎年10万人を超える人口流入があり、最近それが増大し、06年、昨年は13

万人を超えた模様だと報ぜられておりました。また、この間発表された今年の県内高校生就職内定率を見ると、就職内定率は高かったが県内就職者の割合は56.3%と平成に入ってから最低の状況で、若者たちの地元離れに歯止めがかからなかったようであります。さらに2月20日の新聞でしたが、全国で2,600余りの集落が消滅の恐れというショッキングな報道がありました。まさに都市との格差拡大の象徴的な問題だと思います。古くから「水は低きに流れるが、人は人、金、物の高きに向かって流れる」といわれていますから、現状の一極集中がこのまま続く限り、地方が努力しても、いくらもがいても格差拡大に拍車がかかるのではないかと危惧するものであります。

私は、格差の現況は中央・地方の格差にあるのではないかと考えていますが、この2年間、新生大仙市の一体化を目指した新しいまちづくりを進めてこられる中で、この中央・地方の格差問題をどのようにとらえられておられるのか見解等についてまずお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、正規職員と非正規職員との格差問題についてであります。

先の12月議会においても何人かの方々から協働参画や処遇問題という立場から質問があり、非正規職員に対する市当局の考え方に出示されていますが、私は格差問題という立場から市の臨時職員やパート職員問題について触れさせていただきたいと思います。

今、労働法の改正などを含めて非正規雇用者の格差是正問題が取り上げられ、当市でも常時500名を超す非正規職員を雇用しているそうでありますから、その対応が注目されているところではないかと思っております。しかし、例えば12月議会で答弁がありましたように、正職員と同じ仕事をしている臨時職員でも正規の試験を受けるとか、採用の経緯や仕事の責任などで格差が出るのは当然だという認識では、いつまでたっても格差の解消にはつながらないのではないかと考えています。先の議会での当地域での雇用状況でも非正規雇用者が増加していることが報告されましたが、その是正のために範を示すことにもならないのではと思っております。行政需要が高まる中、財政事情や正規職員の削減計画などもあり、人件費抑制は避けることのできない課題であることは承知してはいますが、公の機関が経営効率を重視するあまり格差拡大の先導役を果たすことなどはあってはならないことだと思います。確かに格差是正を目指しながら経営効率も財政事情も両立させるという二兎を追うわけですから大変難しい課題であることは間違いありませんが、例えば現在検討が進められている法人化などでは臨時職員の正職員化が進むことにもなるわけですので、組織や業務全体の見直しを含め、お互い知恵を出し合えば格

差是正につながる方策も見出せるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、見解等承りたいと思います。

次に、フッ素洗口と教育問題についてお伺いしたいと思います。

かつて大曲市当時からフッ素洗口の可否をめぐるいろいろな議論のあったところですが、今年度から条件の整った学校から逐次実施をすることになったようであります。この実施にあたっては、先生方で組織をしている教職員組合や一部父兄の間からもその安全性に対する疑問をはじめ、学校教育と衛生管理のあり方など課題が未整理のまま実施されるのは反対であるという強い意思表示がなされていたこともご案内のとおりであります。

一方、市内歯科医師会の先生方は、虫歯予防のために幼児期からのフッ素洗口は効果があり、健康増進目標である8020運動、80歳まで20本の歯を残すというためにも有効であるとの立場で市に対しても積極的な提言があったと伺っております。

このように市民の考え方が二分する問題ですので、市当局もその選択に苦労があったことと思いますが、市長は反対をされておる教職員組合の代表の皆さんとお会いになり、市の考え方を話されたと伺っております。その結果は基本的な考え方についての一致はなかったものの、実施にあたって教職員組合から要望のあった幾つかの点については市長からも受け入れられるものだという見解の表明があったと伺っておりますので、教職員組合の側も市当局の誠意はそれなりに受けとめておられるのではないかと思います。

言うまでもなく議会は公の機会であります。教職員組合の皆さんからどのような要望があり、市当局はどのような見解、考え方を示されたのか、市民の皆さんからの判断を願うことも欠かせないことだと思いますので、以下、要望の確信部分について申し上げますので、当局の見解をこの際明らかにしていただきたいと思っております。

1つは、フッ素洗口の保護者説明会では様々な意見、メリット・デメリットのあることをきちんと伝え、保護者が納得の上で選択できるようにすること。2つ目、保護者、学校、学校歯科医、三者の同意が得られてから実施すること。3つ、学校の安全管理上、学校には薬剤は置かない。学校では薬剤を希釈しない。希釈というのは薄めないということだそうであります。4つ、万が一問題が発生した場合の危機管理体制構築と責任の所在を明確にすること。5つ、市民ニーズや実施の必要性など状況の変化を的確に把握し見直しもあり得るという姿勢を明らかにすること。以上であります。

次に、フッ素洗口問題と学校のあり方ということになると思いますが、この問題の基

本はフッ素の安全性ということになりますが、すぐれて化学的な問題なだけに私たち素人は避けて通るしかありませんが、教職員組合の皆さんが問題視するもう一つの背景には、何もかも学校ではやりきれないという日常の不満があるのではないかと思います。秋田民報の今年元旦号に細谷昭雄先生の「子育ての役割分担を一私の教育改革論」という提言が載っていました。その中の「学校は元気を取りもどせ」という小見出しに「問題の第1は現場が忙し過ぎることだ、郡市教職員の平均的在校勤務時間が朝8時から夜8時のなんと12時間であるということをお父兄や教育委員、文科省の役人は承知しているのだろうか」という一説があり、さらに「学力だ、しつけだ、いじめ、子どもの安全、すべてのことを学校に持ち込まれて金属疲労寸前であがいているのが今の学校の実態である」と述べられています。学校現場のこのような状態に、さらに世情いろいろと問題視されている健康管理問題まで持ち込まれてもかなわないというのが率直な気持ちではないかと思っています。加えて、教育改革は急務の課題だとして、いわゆるゆとり教育から学力重視に軌道修正が図られるようであります。細谷先生が結論的に述べられている「どんな仕事でも心と体にゆとりがなければ人には微笑みは生まれない」ということですが、フッ素洗口問題で微笑みを見出せない背景は、その学校現場のゆとりのなさなのではないかと思うのですが、教育長の見解とその対策について承りたいと思います。

最後になりますが、職員給与の引き下げ問題についてであります。

昨日、詳しい説明がございましたので、そのいきさつ、経過や、また、考え方については一定程度理解できましたが、私からも一つお願いをしておきたいことは、労使関係を大事にしてほしいということであります。財政事情が厳しければ厳しいほど職員の皆さんからも我慢をして仕事をしてもらわなければならない状況も多くなるだろうと思います。現にゼロ予算事業などというこれまでには考えられなかった事業も多くなっています。しかし、職員の皆さんも勤労者であり、生活者でありますから、職員団体などを通じ、給与をはじめ労働条件を引き上げるためにいろいろと働きかける運動をする権利を持っていることも申し上げるまでもないことでもあります。公務員という立場ですから労働基本権に一定の制約はあっても、給与決定システムなどその代償金措置は十分に機能させるよう求められていることも当然なことでもあります。県が行おうとしている5%カット案について県議会での応答を新聞などで見ましても、「闇討ち的な行為だ」とかいう激しい批判まで出ているようでありますし、少なくとも給与決定にあたってこれまで踏まれてきた手続き、つまり国の人事院勧告が出される、それを受けて県の人事委員

会勧告が出る、これをもとに県なり各地方団体が協議決定するという第三者機関による勧告制度というシステムは尊重されなければならないものだと思います。労使ともに財政事情の厳しい現状認識に変わりはないだろうと思います。お互いその打開のため、当面どのような方法があり、何ができるのか真摯に話し合っしてほしいものだと思います。その中から必ずや解決策が生まれるだろうと確信しているものであります。もちろん私たち議会も、またその話し合いを見守りながら、同時に市財政のあり方を含めて真剣な議論をしていかなければという思いを深くしているところでもあります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 5番藤井春雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 藤井春雄議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、格差問題についてであります。

国においては、前小泉政権が構造改革路線を進めた結果、所得格差や都市と地方の格差が広がったと指摘する声が増加したことを受け、当時の総理自身が「格差がない社会なんてあり得ない。格差を認め、力を発揮できる社会が望ましい」と格差批判に反論したことを記憶しております。また、今通常国会において安倍総理の「是正すべき格差」があると発言していることから、是正すべき手段を講じなければならないと思うのは議員と同じくするものであります。議員と考えを同じくするものであります。

さて、格差の定義につきましては、高速道路等の整備のような社会インフラ整備上の格差、都市等への人口移動による過疎・過密による格差、また、求人率・失業率・所得水準など雇用・所得局面における格差など考えられますが、今国会においては労働法制の見直しに関わる部分が主要議題となっているようでありますので、この問題を中心にお答えしたいと思います。

日本経済全体では、いざなぎ景気を超えた景気の拡大により、先日は金利の引き上げが行われ、なお拡大基調にあると言われております。しかしながら有効求人倍率を見た場合自動車や電機、情報技術産業が活発な県が伸びる一方、地場産業が不振で公共事業への依存度が高かった県が低迷し、雇用が改善している県でも増えているのはパートや派遣などの非正規の雇用形態を持った企業のようにあります。

さて、合併後およそ2年を経過した大仙市に目を向けたとき、インターネットなどの情報技術の活用や物流については比較的差はないように感じます。しかしながら、企業活動においては、首都圏の大企業と比較すると、中小企業や零細企業は停滞感が払拭さ

れず、好景気の実感はほとんどないように感じますし、地価の動きを見ても下落に歯止めがかかっていないように感じます。また、有効求人倍率が1を超えない状況が続いていることから格差は現実にあると認識する必要があると考えております。

市といたしましては、市内企業に対しまして中小企業振興設備資金融資利子補給金や雇用助成制度を活用していただき、引き続き若年者の雇用機会の拡大を図るとともに高付加価値型の企業誘致に結びつける活動を促進してまいりたいと存じます。

また、地域の資源を生かした農業や観光などの産業振興を支援し、雇用の創出を図り、あわせて就業者の住宅や教育等定住施策を推進し、雇用環境・職場環境の改善・向上を強力に推進してまいりたいと考えております。

なお、社会インフラの整備につきましては、引き続き関係機関に粘り強く働きかけ、その改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、正職員と非正規職員の格差是正につきましては、雇用する側、雇用される側の賃金や身分保障の関係等から大変難しい課題であると認識しております。

現在、市では臨時・嘱託職員を合わせ500名余りの非正規職員を雇用しております。この非正規職員の問題につきましては、一定のルール、基準を設け、仕事上の戦力としての位置づけをしていく方向で改善を進めているところであります。

市は地域の先導役として率先して格差是正をする立場にあることから、平成19年度においては学校給食センターの調理員を大仙市学校給食協会の正職員として雇用をお願いしているところであり、また、平成20年度からは介護福祉施設と保育園、幼稚園の臨時職員を引受法人の正職員として採用していただくよう働きかけることとしており、安定した雇用に向けてこうした取り組みを続けていきたいと思っております。

成果が表われるまでにはある程度の期間がかかりますが、こうしたことによりまして約半数の非正規職員が正規職員となることができ、徐々にではありますが格差是正が図られていくものと考えております。

今後は、議員ご指摘のとおり組織や業務の見直しや関係部署等の協議などを行い、創意工夫を図りながら格差是正につながる方策を検討してまいりたいと考えております。

質問の第2点は、フッ素洗口と学校運営についてであります。

はじめに、フッ素洗口につきましては、虫歯の多い本市の現状を踏まえ、その予防策として健康大仙21計画が示しているように、来年度から健康増進センターを実施主体として子どもたちの歯の健康増進を目的に、保育所、幼稚園、小学校の幼児・児童のう

ち、保護者が希望する子供に対してフッ素洗口に向け取り組むことにしております。

本市の全保育所、幼稚園の幼児につきましては、既に県の事業を活用して「お口ブクブク大作戦」で週5回のフッ素洗口を行ってきており、これまで特に問題が生じていないため、同じ方法で継続したいと思っております。

新たに始める小学校につきましては、先進地である新潟の小学校の視察結果から、朝の時間帯に週1回行うことが最も学校現場に負担のかからない方法であると考え、現在、角間川小学校、内小友小学校で本市のフッ素洗口マニュアルに基づき試行しながら改善点を明らかにし、19年度からの本格実施に向けて進めているところであります。

教職員組合からの要望につきましては、薬剤を校内に保管しないこと、洗口液を校内で調剤しないことを最重点課題に、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の先生方とも検討を重ね、薬局で処方し、学校に配送する方向で検討しているところであります。

その他の要望事項につきましても議員ご指摘のとおり、学校歯科医の指導のもとに、学校、保護者の理解が得られるよう説明会を開催し、保護者の理解を得ながらフッ素洗口を行うとともに、実施後も歯科医師会等の指導のもと、安全管理に十分注意を払いながら、常に改善するという方向で進めてまいりたいと考えております。

質問の2点目の学校現場の多忙の現状、微笑みを見出せない背景に関する質問につきましては教育長から答弁させていただきたいと思っております。

質問の第3点目の給与の引き下げ問題についてであります。

先日来、各議員のご質問にもお答えしておりますけれども、ダブるかもわかりませんが改めてご説明申し上げたいと思っております。

職員の給与削減につきましては、職員団体との協議が必要であることは十分認識しているところであります。

今回の予算編成では、昨年10月に開催した19年度当初予算編成の説明会におきまして、歳入一般財源が大きく前年を下回る見通しから、大変厳しい予算編成になると説明しております。

また、予算要求額がまとまった今年1月には、要求額の収支ギャップが約52億円もの膨大な額になっていることから、その調整案の1つとして職員人件費の削減についても検討を要するとの方針を掲示板に掲載し、職員に知らせたところであります。

その後、予算編成の過程、予算査定の過程で、できれば給与の削減は回避したい、できるだけ回避したいという考え方からその調整に時間を要したものであります。結果

的にどうしても給与削減に踏み切らざるを得なくなった時点で職員団体に申し入れを行いました。そうした中で時期的には職員団体に対する話が遅くなったことにつきましては率直にお詫びを申し上げる次第であります。その後、職員団体とは鋭意団体交渉を断続的に、継続的に進めておりますので、合意に向けた話し合いを鋭意継続しながら会期末まで職員団体との合意を得たいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君）【登壇】 学校現場のゆとりのなさについてでございますが、近年、教職員に課せられた仕事は議員ご指摘のとおり、子どもの学力向上にとどまることなく、例えばいじめの問題や問題行動等に対応する生徒指導、あるいはニートの問題等も含めました職業選択に関する進路指導、あるいは学校内外の安全対策、行事や生活習慣の変化等、家庭や地域社会との連携なども多様化してきているのが実情でございます。

市教育委員会といたしましては、学校規模や校種間による若干の差はございますが、教職員の多くが多忙の状況にあるというふうに認識はしております。

これまでも県の教育委員会の方では、例えば研究指定校を休止するとか、部活動休止日の設定だとか、あるいは会議や調査物の削減・整理等、あるいは市教育委員会の方では諸会議の見直しだとか、学校校務分掌の組織の見直しへの助言だとか、あるいは3学期制から2学期制を導入することによりまして行事の精選等を図り、子どもとの触れ合う時間の確保だとか、あるいは学校教育の活性化と充実を図る、そういう環境づくりには大分努力してまいりました。

しかしながら、やはり学校の役割が増大しているということの現状であります。そういう意味で教育関係機関が一体となった取り組みが一層求められるようになってまいりました。先頃、県の教育委員会、市町村教育委員会、あるいは小・中学校校長会、中学校体育連盟、スポーツ少年団、職員団体の各代表による懇談会を開いております。現状の把握と今後の多忙化改善に向けた方向性について意見交換を行ったところでございます。この中で、やはり学校の役割を明確にすべきだと。そして学校を開くべきだと。その取り組みについて保護者からの理解を得ていく必要がある、ということなどが今後検討すべき視点として示されたところでございます。

市の教育委員会といたしましては、各学校の職場環境がやはり小規模から大規模校までいろいろ異なる現状を踏まえまして、一律な対応では速やかに多忙化を解消するには

難しい状況にあるというふうに認識しておりまして、今後もやはり懇談会等の意見を踏まえながら、やはり子どもたちの基礎学力と成長保障を低下させないような、そして先生方の健康な職場づくりに向けた取り組みを一層進められるよう、あらゆる手段を尽くして支援してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 5番、再質問ありませんか。

○5番（藤井春雄君） ありません。

○議長（橋本五郎君） これにて5番藤井春雄君の質問を終わります。

次に7番佐藤孝次君。

○7番（佐藤孝次君）【登壇】 新生会の佐藤孝次であります。昨日からの質問で、2番目の農業振興に関わる問題については、関わりの答弁もあったところでありましたが、改めてご質問申し上げますのでよろしくご答弁をお願い申し上げます。

はじめに、イオンスーパーセンター進出とその取り扱いについてを質問申し上げます。

昨年第3回定例会に向けてイオン大曲ショッピングセンターの進出に反対を旨として請願書が提出されました。これを受けて私ども企画産業常任委員会では、その取り扱いについて審査をいたし、様々な切り口、観点から、あるいは当局の意見を求め、あるいは資料をいただき議論をいたしました。一度は継続審査とし、閉会中の11月7日、再審査を行い、結果、その請願願意を妥当と認めず不採択とした経緯があります。そこに至ったポイントの1つに、重大な影響はあるが進出やむなしとした大曲商工会議所としての意見もあったことだと思っております。

先の市長の市政報告において、「（仮称）イオンショッピングセンターについては地域と共存できるショッピングセンターであるよう要望書を提出しております」との記述であります。それら要望事項に対する回答があったかと思っておりますので、そのお知らせをいただきたいと思っております。

報告記載の地元雇用の確保、騒音や防犯等への配慮、地域産品の積極的取り入れ、テナントの入店時の配慮、あるいは地域社会との連携、協力等は消費者としての市民は好意的な受けとめのできるものと思っておりますが、事業計画の変更であるとか売り場面積の大幅な増加となると、当初計画をもって重大な影響はあるが進出やむなしとした商工会議所の、まさに苦渋とも言えるその決断は根本から覆ることになるのではないかと思います。現時点での一早い事業確認と変更があったのであれば、改めて商工団体や商店街の

方々からの同意、あるいは理解を得るための方策が必要なのではないかと考えられますが、地域と共存としたどこに行き先を求めるのか市長の見解をお伺いします。

次に、農業振興についてお伺いをいたします。

新たな経営安定対策として求められた農業経営改革、昨年来、県、市、また、JAと農業団体が全力を挙げてその指導にあたってこられたわけですが、当の農家は施策の急激な変化を飲み込めずに右往左往の一年だったのではと思います。私も地区内集落の催した説明会に出向いたことでしたが、決まって返ってくる質問が、何がメリットで何がデメリットかということでありました。いや、当面は現状よりも手当されるという意味でのメリットはない。むしろ、取り組まないことでの不利益が今後大きく表われるものと答えてきたことでありました。

昨年当初、市では50の経営体、1,000の認定担い手農家を誕生させることを目標に掲げ、その対応にあたってきたことですが、今年1月末現在、この部分ですが、実は昨日、2月末現在で発表のあったところでして、数字としてはさらに増えているという認識であります。まずは1月末現在、法人組織22、準備中のもの8、集落経営体27、準備中が34、個人担い手として1,365戸の認定農家中4ha以上の要件規模達成農家が783として、4月2日以降3カ月間の制度加入申請時を待つということのようでありますから、数字上からも関係職員の皆さんの頑張りが表われたことだと評価できるものと思います。しかしながら、農家にとって大きな不安が頭をもたげるのも事実なのであって、前途多難の船出なのかと思えるのであります。

平成11、2年のころ、それまで農地の3割程の転作を地力増進作物として対応したり、あるいは額縁田んぼとして畦際を植えずにその面積を消化しようとしてだけ考えられたことも一時期あったのですが、それではだめだと。大豆、小麦等の土地利用型作物を取り入れて少しでも多くの所得を得るべきと進めてきた経緯ということであって、それがおよそ定着した結果、大豆の作付け、また、生産量が飛躍的に増加したと言えるものだと思います。いわば米プラス α という複合経営の成立ということであります。ただ、それとても大豆についての転作奨励金、また、各種加算金を入れ込んでの話だったわけですが、そしてそれが数年を経た今対策においては、米プラス大豆をむしろベースとして、さらに α を求める、そのことによって初めてそれぞれ経営体の運営継続が、また参加農家個々の生活が確立できるのではと考えられるのであります。 α が何であるかの見極め、作付け肥培管理技術の会得、また、 α をきっちり換金せんがためのシステムをつくり出

す必要があるのだと思います。無論、農家としてすべて自らの飯だねであるわけですから、自らの手で追求しつかみ取ることは当然のことではありますが、まだまだ農家間に意識の差が大きい、これらのレベルアップ、フォローアップが行政に求められると思いますし、お願いをしたいと思うのであります。

県でも現在、議会会期中であって、議案審議最中ということでありましようが、複合作物の導入支援、販路の拡大として新規に1集落1戦略団地推進事業、県オリジナル園芸品種ダイナミック拡大事業、首都圏マーケティング強化事業等々盛りだくさんのメニューを準備してその対応を図ると伺っております。また、私自身、昨年第1定例会の際、農産物マーケティングシステムの構築を早急にして質問した経緯もあります。当時市長は、今は19年対策に農家がきっちり向き合うことをつくり上げたいと。マーケティング等の考え方については、その後、県の動向も見ながらとの答弁だったと記憶していますが、一年を経た今、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

次に、本対策の柱の一本でもある農地・水・環境保全向上対策事業、市長はじめ議会をも含めてその予算獲得に向けて運動を展開した結果の賜物として予算措置できたものと解釈をいたしておりますが、事業スケジュールからいってこの3月は、それぞれ取り組むべく団体が規約、活動計画書を提出し、チェックを受け、約束事を取り交わし、採択申請書を提出するという運びかと思えます。しかし、ここにきてはまだ農家個々に、あるいは地域住民にその事業趣旨が浸透していない、理解されていないのではないかと考えるのであります。1本目の柱、品目横断的対策の衝撃が強すぎた農家にとっては、実は受けとめきれなかったこともあるのかと考えられます。いずれ活動計画書等チェックの際、その理解度の把握はできるものと思えますから、足りない地域・団体等について、改めてその事業内容を知っていただくための説明を加える必要があるのではと思います。こういった類の事業は、地域ボランティアの要素も十分含んでいるものであって、住民の意識の盛り上がりこそ事業成立のカギになるものと思えますし、また、先に発表された市政の市民による市政評価アンケート、農業振興分野において高い評価を得られなかったそのことを消費者としての市民がその施策を評価づけできなかった、判断できなかったとして総括していますが、本施策は全市民に環境を考える農政として理解をいただくと絶好の策とも考えられます。丁寧な対応を願いたいと思えますが、これに対する市長の見解をお伺いします。

次に、先頃の新聞紙上に「大仙アグリテクノジャパン4月から豆乳製造」の見出しで

報道のあったところでもあります。この話が持ち上がってからおよそ3年目にしての本格稼働になったものだと思いますが、その原料が当地産無臭大豆「すずさやか」ということで、これを意図し立ち上げられたアグリテクノ池田社長、あるいはJAおぼこの関係、また、作付農家にとりまして大きく期待の膨らむところだと思いますし、管内農家の希望の誕生と歓迎したいと思います。

さて、この「すずさやか」、商品の性格上、極端に異品種の混入を嫌うものだと伺っています。無臭大豆であるだけに1%の異品種の混入でも商品になり得ないということでもあります。昨年のその乾燥調整集出荷体制について尋ねてみますと、四ツ屋ライスターミナル大豆施設、協和たねっこ大豆施設の2カ所対応であって、その処理量は四ツ屋ではおよそ309トン（1万300袋／30kg）、また、たねっこについてはおよそ63トン（2,100袋／30kg）で、いずれもいわゆる稼働率100%を超えた利用ということでもあります。特に四ツ屋においては、管内9支所からの搬入であって200%を超えたと伺います。他品種の入り込みを完全にシャットアウトしての作業であればそれは問題もないのかと思いますが、さらに今年は昨年比150%を目指してその作付農家を募っているようでありますから、なればこそ前段で申し上げた品質管理が重要であるとしての対応が必要だと思います。他品種との植え合わせ、作付管理の問題、当然足りなくなると思われる乾燥調整集出荷施設の計画的な手当、直接携わる農家の姿勢、意識高揚策等、農家経済を押し上げ、地域の活性を図るべく立ち上がった地場企業でありますから支援すべきところは大いに支援すべきと考えますが、当局の見解をお伺いします。

次に、質問の最後になりますが、地域いきいきビジョン策定後の地域対応についてお伺いをいたします。

県道湯沢雄物川大曲線新町バイパスの北伸が幾つかの問題も解決しつつ、藤木下橋タッチまでがおおよそ見えるまでのさまになってきましたが、大曲南部地区住民の強い思いであっただけに早い時期での完成が待たれるところでもあります。しかしなおその全線は旧13号線タッチ部分まででありますので、県はじめ関係皆様にさらに一層のご尽力をお願いしたいと思うのであります。

現在は旧角間川橋下流部、いわゆる角間川親水公園、雄物川合流点手前を横断する構造物の建設工事中ということでもあります。

さて、合流地点から見る角間川藤木の風景、街並みは、往時舟運で繁栄を極めたと言

われるその面影もなく、ただかすかに香るのは大曲市当時改築した旧河港付近の白壁の浜倉2棟、そして木立の奥に当時の地主さんのお屋敷が見え隠れといった状況であります。このまちを何とか活性化しよう、少しでも元気にしたい思いの地域住民は、平成16年、市が施策として盛り込んだ地域いきいきビジョン策定事業を機に、角間川まちづくりの会を立ち上げ、お互いの知恵、アイデアを引き出し合いながら、一步ずつではありますが事業を進め仲間を増やしつつ3年目を迎えたということでもあります。このまちの繁栄は、およそ雄物川の川の恵みによるものであると考えられることから、このコンセプトを川との共生として掲げ、活動の内容としては、川に親しむとして川港親水公園、雄物川河川敷の美化運動、2、古来より残る川魚料理を伝承したい食文化として川魚料理の普及・伝承、川魚を育てるための各種整備事業、水質改善のための事業、また、地域伝統民俗文化の継承として市指定の無形民俗文化財角間川の盆踊りの継承としているものでありますし、これらによって派生するであろう現象についても、より良き展開を図ろうとするものであります。そしてさらに、このまちの息吹を市内外、県内外に発信する基地として、現在工事中のバイパス線親水公園付近に角間川まちの駅の建設をと考えているものであります。まちの駅から浜倉までの散策路（仮称）河隈川歴史ロードも延伸させたいし、必要であります。道路1本の開通が交通事情をがらりと変え、まちの様相を一変させる、そんな状況があちこちに見える昨今であります。地域住民が並行して走る雄物川と県道路線に思いを重ね、このまちの再興をと考えるその意思をご理解願いたいと思うのでありますが、市長のご所見お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 7番佐藤孝次君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤孝次議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、イオンスーパーセンターについてであります。

（仮称）イオン大曲ショッピングセンターについては、平成16年5月、イオン株式会社から当市への大型ショッピングセンターの建設計画が示されたところであります。地権者や隣接者、関係土地改良区からの同意も得ており、旧大曲市農業振興地域整備促進協議会では、雇用の拡大等市への波及効果が大きいことから、農振農用地除外に同意する旨決定しております。平成18年3月には、農地転用許可の見込みについて東北農政局に事前協議書を提出し、5月8日に許可の見込みがある旨、農林水産大臣の回答を得ております。平成18年6月に示された計画概要書では、敷地面積16万3,776

m²、建築面積は総計で5万8000m²、うち売場面積4万7000m²で、平成19年オープンを予定するものであり、スーパーセンター方式による出店を計画するものであります。

ショッピングセンターの建設に関して担当部署での協議は進んでおりますが、全体像が見えてこないことから、過日、イオン株式会社に対し責任ある立場の者の説明を求め、本年2月16日、イオン株式会社東北開発部の担当部長より現時点での計画予定の説明を受けたところであります。

計画予定では、平成20年上期のオープンを予定しており、店舗の形態は冬期間の利用者の利便性等を考慮し、2階建てのモール型ショッピングセンターとし、通路面積等の確保から、延床面積は6万2,000m²と計画しているとのことであります。

市といたしましては、県南全域を商圈とする巨大ショッピングセンターであることから、地元雇用、特に正社員の確保、騒音や防犯等への配慮、環境に配慮した店舗づくり、テナントの入店時の配慮、地域産品の積極的な取り入れ、マイカー等を持たない利用者への利便性の確保、地域社会との連携・協力等10の要望と売場面積等重要な部分について変更がなされていないことの確認及び周辺道路の整備等を要望書として2月23日付けイオン株式会社北日本カンパニー支社長宛てに提出したところであります。

要望書であり、法的な拘束力はないものの地域と共存できるショッピングセンターであるためにも要望に応じていただくよう強く要望しているところであります。

また、市として事業計画について市民に説明する必要があることから、できるだけ早い回答と事業計画についての情報の提供を申し入れております。市といたしましては、情報が提供され次第、議会並びに商工団体等関係する皆様にお知らせしてまいりたいと存じます。

質問の第2点は、農業振興についてであります。

品目横断的経営安定所得対策対応後のフォローについてであります。集落営農組織に対する対応につきましては、組織の経営を軌道に乗せ、経営の安定化及び技術の両面から支援することを重点に考えております。

また、法人化された組織の対応につきましては、米づくりを基本に大豆等の土地利用型作物及びアスパラ等の収益性の高い市の重点作物を取り入れた複合経営を推進し、県の仙北農業チャレンジプランと連携を図りながら支援してまいります。さらに、大豆のブロックローテーションを活用した輪作体系の確立や水稻直播栽培を推進し、低コスト

・高能率生産を実現できるよう、県やJAの指導のもと各法人と、あるいは集落営農等と連携を密にしながら推進してまいります。

また、産地間競争が激化する中で市場競争力の強い産地へ発展させるためには、消費者ニーズの的確な把握や販路の拡大が必要不可欠であります。マーケティングの問題に関しては、販売戦略を主力とするJAおぼことの提携を強化してまいりたいと思います。そしてさらなる販路拡大に向けて行政としても支援をしてまいりたいと思っております。

2点目の農地・水・環境保全向上対策、3点目の「すずさやか」作付け拡大後の対応につきましては農林商工部長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、地域いきいきビジョン策定後の地域対応についてであります。

角間川まちづくりの会による地域いきいきビジョン活動は、雄物川河川敷・親水公園の大清掃と川魚料理試食会をはじめ活発の活動を展開していただいております。

17年度には、東北各地で行われている水環境保全活動の意見発表の場である東北の川・水環境ワークショップでグランプリを受賞し、全国大会へ出場するなど伝統的な食文化としての川魚料理の復活と、それと並行して河川の美化と川魚が住みやすい環境づくりをキーワードにした活動は、角間川という地域の特徴を生かした地域おこし活動として高い評価を得ているものと考えております。

18年度は、採択には至りませんでした。市内のNPO法人が提案者となり、内閣官房都市再生本部が所管する全国都市再生モデル調査事業へ応募も行われております。

構想の中にあります「まちの駅」や散策路についてであります。主要地方道湯沢雄物川大曲線道路改良事業の角間川工区は、平成21年度の完成に向け、新年度も引き続き用地買収、道路工事等を施工すると伺っております。

また最近、国土交通省により、角間川地区を含めた雄物川の自然、沿川の観光資源をつなぐ、歩くことを楽しむための小道の整備、いわゆる「フットパス構想」が浮上しております。これは角間川地域から大曲地区の河川敷全体を含めて、雄物川、玉川の合流点付近、神岡地区まで全体を河川を見ながら、あるいは河川環境に親しむという形で、大きく公園化しようという壮大な構想であります。現在このフットパス構想を湯沢工事事務所と大仙市、それと民間の委員の皆さんで3回程具体的な案を詰めている作業であります。来週は本庁の河川課長が秋田県に来まして、河川、あるいは河川環境の大きなシンポジウムに参加することになってきております。その前に私も呼ばれておまして、本庁の河川課長とお話する機会があるようでありますので、是非このフットパス構想、

直接お話してみたいと思っております。

こうしたフットパス構想が浮上しており、関連して地域の住民を交えてのワークショップの開催なども予想されております。こうした状況を見極めながら地元の皆さんとよく相談しながら対応してまいりたいと考えております。

なお、川港親水公園につきましては、美化運動等を地元の皆様より積極的に推進していただいておりますが、あのおり排水状況が非常に悪いことから、湯沢河川国道事務所に対策をしていただくよう再三要望しておりますが、同事務所からは現在、横手市漁協との協議が整い次第、整備にかかりたいと伺っており、今後も引き続き地域の皆様の憩いの場となるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。金商林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。

事業の取り組みについては、平成17年度より品目横断的経営安定対策と同様に、座談会や資料の配布など説明会を開催いたし啓発に努めてまいりました。その結果、全市の69.8%の水田で事業を実施する予定であります。また、この面積は、秋田県内における事業の取り組みの21.3%を占めております。

このように県内で一番高い参加率となった要因といたしましては、農家の皆様をはじめ地域住民の農村環境問題に対する危機意識の高揚が図られたことや自治会、土地改良区などの団体が積極的に地域で推進していただいたことなどが挙げられます。

このことから、本事業の趣旨、目的については一応の理解、浸透がなされたものと理解しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり広範囲で活動を予定している組織などにおいては、すべての農家、構成員に周知されているかについては、一部地域の理解不足があるものと思われま。これらを踏まえ、平成19年度からの実施に際しましては、組織の自立的活動を支援する関係機関によるサポート体制を整えまして、活動組織間の交流や情報交換、技術研修の場などを提供してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様には122の活動組織の実践活動を広報等で紹介し、環境保全の啓発に努め、市民全体の地域づくり活動として本事業を展開してまいります。

なお、本事業の財源措置につきましては85%の交付税措置というふうになっており、このことは議員の皆様方の多方面にわたる陳情活動の成果というふうを受けとめております。

次に、「すずきやか」の作付け拡大に伴う支援策についてであります。

秋田おばこ農協管内では平成18年度に作付けされました面積は197.3haで、乾燥調整についてはおばこライス大豆センターで309トン、協和小種たねっこで63トンの実績となっております。

また、平成19年度の作付面積は540ha、乾燥トン数は約1,000トン、作付面積で前年比2.7倍、乾燥トン数で2.6倍を計画いたしております。

このことから、議員ご指摘のとおり異品種を混入させないなどの品質管理のため、収穫・乾燥・調整時の作業には細心の注意が必要不可欠であります。JA秋田おばこでは、乾燥調整の充実を図るため、平成18年度に稼働したおばこライス大豆センター、協和小種たねっこに加え、中仙・千畑及び仙北のカントリーエレベーターなどの施設を利用することといたしております。将来的には、1,000haの作付けを計画しており、作付け管理のための作業機械導入及び乾燥調整施設の整備が急務であり、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業等の補助事業等を活用しながら、JA秋田おばこ連携を密にし支援をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 7番、再質問ありませんか。はい、7番。

○7番（佐藤孝次君） イオンの問題ですけれども、既にここに来てその売場面積、売る形態といいますか、そのスーパーセンター方式がショッピングモールという形になったというそのことの時点で、あるいは商店街、あるいは商工団体という部分での受けとめを確認するというのかその部分がないと、この要望書で確認するという部分を今もう既にわかっている部分があるのにその部分をそのままにしてという話だと、その商工団体とすればさらに遅れた結論しか出せないということになるのではないかという思いがするわけで、いずれそのあたりの部分について早いイオン側からの回答が出た上で考える、あるいは市としては同意を求めるというか、むしろ当初の5万400といわれるその売場面積にあるいは変えてほしいというぐらいまでの話になるのかどうか、ここは市長に求められることになるのかなと思います、この部分について市長の改めてもう一度の見解をお願いしたいと思います。

それから、その品目横断の経営安定対策のフォローということですが、実はこれはある一つ、法人化を立ち上げた新年度の収支を試算したものというもので持っておりますが、その40町歩を対象面積にして3割ですから12町歩を大豆という形でやるわけで

すが、その売上代金ということになると、合わせて5,600、700万円という売上げになるわけで、さらにそれに転作奨励金であるとか何かという部分が含まれて、総体の粗収入という部分は6,900万円ぐらいになります。ただ、その経費、かかる支出部分でいくと、さらにそれを大きく増すということになって、結果125万円程の赤字が計上されるということになったわけです。確かに1年目という部分には、ライスセンターの償還であるとかという部分も含まれるわけなのでこういう結果になるんだというふうには思いますが、少なくとも当初から赤字を出した上でより経営の収支が見られないということであれば大変な話だと受けとめているわけで、したがってその米プラス大豆だけで考える、あるいは集落営農の経営体であっても、あるいは法人であっても、これは何年経ったってそれが上に上がっていくと、収支としてそれだけを考えたら上がっていくという状況はあるいは見えてこないわけですから、さらにそれプラス何かを作り出すことがこの経営体が長く継続されることにつながると、そういう見方をしなくちゃいけないんじゃないのかなって考えているわけです。それぞれ市長からの答弁で、おぼことの対応であるとか、いろいろそのワーキングについても対応してくださると、それから戦略作物を取り入れるための手当をしようという部分で話があったところですが、これは強い力入れ、てこ入れがないと、せっかく作ってみた結果、その部分が合わなくてバラバラバラっと崩れるというような話がない話じゃないなというような形で受けとめられるわけなので、これについてもまずはその経営という部分での収支を見届けするという部分での指導であるとか、売上げる、さらにプラスにする売上げを足す、足たせるための指導であるとか、こういった部分がさらに求められるのかなというふうな思いもしているところです。それに対する改めて見解をお願いしたいと思います。

それから、そのいきいきビジョンの関係です。

市長からいろいろお話をさせていただきました。実は年2回程、その親水公園についてもクリーンアップという形でやっているわけですが、そこに入り込んでくる水は角間川、あるいは藤木八圭からの生活雑排水が全くその親水公園に入り込むという形が今の状況であって、毎年2度そのクリーンアップしているものの次の年になると全く元の木阿弥という、こういう状況が今までであったわけですので、このことについていずれその角間川の木内中野という部分は今回新たにその200万円という部分で農集の場所という対応はしていただいておりますが、この旧街部と言われる部分については、まったくその汚水処理の対策が今の現状では考えられない話でもありますので、ここの部分に

についてもあえてこれ質問の内容にしておりませんでしたから質問という考えでは受けとめてくださらなくて結構ですから、この部分についても考えおきをお願いしたいというふうに思うわけです。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤孝次議員の再質問にお答えいたします。

このイオンの問題でありますけれども、段階をつけて手続きを踏んで、その都度、国の事前協議なども経てここまできております。当初計画が示された18年6月の概要書、この後、なかなかその事業の計画はつきり見えなかったものですから、そして一方では13号バイパスをいろいろ何ていいますか手をかけなきゃならないという問題で、道路関係の協議やら、あるいは公安、信号関係の処理の問題や、あるいは水道をどうするかとか様々な問題がかなり大きい施設でありますのでありますので、そういう協議が先行する形でおりましたけれども、全体像がつかみ切れないということで私の方からイオンに対して直接、現在わかる姿の概要を説明してくれないと交差点協議、あるいは信号処理の問題、水道の関係の問題、こういったものができないということで本社の責任者に来ていただいて、現在のところでの概要を示してもらったところであります。手続き的には正式なイオンの概要というものは4月中旬に概要書ができるそうであります。これを提出すると、こういうことありますけれども、それ以前に我々が一定の情報を得ていないと、こうした様々な工事関係のものが国との関係、そういうものができませんのでそこをやったところありますけれども、全体の概要書は4月の中旬に出てくることになっております。それに基づいて、それがそのイオンのこの場所でやる、今のところはそのモール型というような形で説明を受けましたけれども、売場面積には変更がない、敷地面積にも変更がない。売場面積の取り方は、廊下とかいろんな施設でこの建物の面積が増えているというイオンの説明であります。その辺がどうなのかというのはそれぞれの立場があって見解が違う場合もあると思っておりますけれども、イオンとしては全体計画の変更ではないという形で概要版を作っていると、こういうことあります。その概要版を早くいただいた上で16年の前の段階、イオンがショッピングスーパーセンターとして計画書が提出された時点でそれを見て判断された土地改良区、あるいは商工会議所、そうした関係の皆さんにそれを説明していかなければならないものだなと、こういうふうに思っております。

それから、農業問題、試算の関係はもう一度農林商工部長から答弁させていただきたいと思います。

それから、親水公園のこの問題であります、根本問題は街部でありながら下水道が遠くてまだ全然届く計画がないということであると思います。農村部の方は集落排水で早く進めたいと思っておりますけれども、この旧角間川街部のところのこの下水道の問題、いわゆる公共下水道が伸びていくということになりますと、いつになるかわからない計画でありますので、そこだけでも単独でできないかということ去年あたりから一生懸命いろいろな検討をしておりますけれども、なかなか現状のところでは方策がないようでありますけれども、そういう問題がまず角間川地区の皆さんからは最大の課題として出されておりますし、この親水公園の水をどんどん入れたにしても生活雑排水をいつか止めなければいけないわけありますので、こうした課題については現在の下水道のやり方以外に何か方法がないかということで多方面に働きかけてみたいと思っております。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 質問の第3点にお答えしたいと思います。

大豆の転作ということで粗収入6,900万円に対して赤字が125万円程出るということのようですけれども、角間川さんの方で新年度にライスセンター、約1億円近い額で建設されるということで今、県のヒアリングを行っておりますけれども、2分の1については国の補助、あと大仙市の方から事業費の10%出ますので、そうしますと約1億円にしますと6,000万円の補助金がもらえると。4,000万円の中で今回作付けされる転作の大豆分、それらが償還にどういう形で反映させていくのかといったのが一番ネック、大きな課題だと思っております。したがって、昨日も武田議員にも申し上げましたけれども、この4月からワンストップ窓口、この中にはそういう経営診断ですか、そういうものも取り入れて、なおかつ経営管理、あるいは技術指導といったものが全部網羅された、いわゆるワンフロー化で対応していくという県の姿勢ですので、当然市町村も25市町村あるわけですけれども、それに倣って一斉にスタートしますので、こういう大事な経営診断も一つの大きなフォローアップになると思いますので、よろしくご活用願いたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 7番、よろしいですか。

○7番（佐藤孝次君） はい。

○議長（橋本五郎君） これにて7番佐藤孝次君の質問を終わります。

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時、再開いたします。

午後12時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

通告に従いまして、早速質問をさせていただきます。

最初に入札制度の改正についてお尋ねいたします。

この度、19年度建設工事入札契約制度が改正されたようであります。これまでの指名競争入札を公募型指名競争入札制度の導入をし、低入札価格調査制度の改正や電子入札システムの導入、総合評価落札方式の試行、工事成績評定の実施などを執り行うようであります。談合やダンピング受注等不正行為を排除し、透明性の確保、公正な競争性をより高めることを眼目としているようであります。

入札制度改革では、その透明性・公正性を確保しつつ、地元中小企業の受注機会を保障し、地域経済社会の再生を優先することが重要だと私は考えます。そこで伺います。

1、従来より競争性を高め談合の余地を少なくできるかは、入札参加希望者の中から指名業者数をどれだけ増やすのか、どれだけ多くの指名業者数にするのかによっても左右されるかと思いますが、この点をどのように考えているのかお尋ねします。

2、指名業者が選定された後の談合防止のためのチェック機能をどのように働かせるのかお尋ねいたします。

3、市が行う指名業者の選定基準は、従来の指名競争入札での指名基準とどのように異なり、より公正性が確保されるものなのかどうかをお尋ねいたします。

4番目に、地元中小企業の受注機会は新制度でどのようになるのでしょうか。

最後に、公共工事の一定割合を中小建設業に発注する官公需法を厳格に実施し、地元の中小建設業者の受注機会の確保を願うものでありますけれども、この点についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

質問の2番目に、品目横断的経営安定対策についてお尋ねいたします。

一部の大規模農家や法人、集落組織だけを農政の対象にし、多数の零細農家や産地を

政策の対象から排除するという戦後農政の大転換といえる農政改革は、品目横断的経営安定対策を中心に今年度から本格化いたします。品目横断対策は、国際競争に耐えられる経営を目指すとして個別経営4ha、集落営農20haという規模、経理の一元化と法人化計画、担い手に他産業並みの所得を保障するなどの計画を示していますが、国会の公聴会などで明らかになったように、関係者からは現実の農業経営や集落の現実を無視した机上のプランであるとの厳しい批判も出されているところであります。特に集落営農の品目横断対策への加入要件である経理の一元化が義務づけられたことにより、将来的には法人化や担い手には他産業並みの所得を保障する必要があるとされておりますけれども、現実には集団化しても所得が増える保障もなく、米価はさらに下がると予想される中で担い手に対する所得保障の見通しは立たないと言われております。また、特定の担い手の所得を優先的に保障すること自体、集落の合意も難しくしているようであります。既にある集落営農組織であっても運営や採算には非常に苦労しており、役員の自己犠牲的な努力で運営しているところが多く、解散や縮小するといったところも出ています。この4月からは米や春播き小麦、大豆など品目横断対象作物の申し込みが始まりますが、秋播き麦では90%をカバーしたというようなことですが、これらの対象品目を含めて政府の言う対象農地の5割をカバーすることは、今年はとても容易ではないというふうに言われ、結局はこの多数の農家と過半数の農地は対象から排除されるのではというふうに懸念されているところであります。

それでは伺いますが、当初予算に計上されました目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業1億601万円ですが、春作業との分とこのことのように、18年度より大幅増となっているわけです。予算対象となる組織経営体とそれに含まれる農家戸数及び個別経営体の数、さらに対象農地面積はどのように見込んでいるものなのか教えていただきたいと思っております。

依然として大仙市の農業は日本有数かつ優良な2万haにも及ぶ広大な主食産業生産の基地としてでもあり、圧倒的多数の兼業農家に支えられ営まれていることには変わりありません。圧倒的な多数の農家を農政の対象から外し、農家経営が一層深刻になるというふうなことは、農家の景気が左右する仙北地域経済にとっても深刻さを増すのではないかと考えます。市農政では農業を市の基幹産業として位置づけ、多様な経営体の育成で地域農業と経済を守ること、販路拡大の取り組みを強めること、学校や公共施設での地産地消の一層の推進を強化することなど、独自の農業振興策も不可欠であると考え

ますが、この点についての所見も伺います。

質問の最後になります。水道料金についてお尋ねいたします。

この度、南外地域のご老人から「村で水道を新しくするというので3年前に家の入り口までできていますが、家の中まで設備するお金がなく使っていません、それでも基本料金を取られています。そういう家が何件もあります」という声が寄せられました。水道局と南外総合支所建設課に問い合わせ、資料をいただきました。見ますと、南外では簡易水道加入世帯は1,142戸のようではありますが、そのうち24%の274戸が未使用で基本料金賦課世帯となっているようであります。南外の基本料金は、ほかの地域に比べても高く、家庭用10㎡まで2千円に設定されております。未使用であっても毎月2千円もの基本料金を支払っているご家庭の思いを察するに、放置してはおけない問題ではないかというふうに思った次第であります。

また、私はこれまで何度か大曲の上水道の基本水量の半分にも満たない少量使用家庭の水道料金の軽減を求めてまいりました。蛇口の数で量水器口径が決められ、それに伴って基本水量、基本料金が設定されている現在の料金体系で、1人暮らしになったり高齢者だけの世帯になったりして使用する水道水が大幅に減っても基本料金は一向に変わらないというのは不合理と言えるからであります。

そこで再度要望いたします。南外地域の未使用家庭も含め、この少量使用家庭の基本料金からの減額制度を検討すること。2、料金体系は量水器口径区分を取り払い、使用する基本水量に基づいた基本料金体系とすべきだと思いますが、今後の水道料金の統一化に向けての考え方ともあわせお尋ねいたしたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、入札制度についてであります。

はじめに、指名業者数につきましては、現在、市の等級格付名簿に一般土木工事業者として登録されているA等級32社、B等級27社、C等級45社を市内3ブロックに分けて指名しておりますが、公募型指名競争入札に移行することにより、現行の10社前後から20社程度の入札参加が見込まれ、意欲ある業者が公正な立場で入札参加できることとなりますので、大いに競争性を発揮してほしいと考えております。

次に、談合防止のためのチェック機能につきましては、建設工事の入札の公正を期す

ため、談合に関する情報があった場合は公正取引委員会との連携を図りつつ、迅速かつ統一的な対応を行うため、大仙市談合防止対応マニュアルを策定して対処することとしております。

また、公募型の導入に伴い電子閲覧を行うことから、閲覧時の業者間の接触機会を防ぐとともに、10月以降は秋田県との共同利用方式で電子入札を試行することになり、業者が入札の際に一堂に会する機会がなくなりますので、談合防止に効果があると考えております。

次に、指名業者の選定基準につきましては、大仙市が秋田県の格付けを準用していることから、現行の指名競争入札では準用している格付け業者を市が定めた等級別発注標準表の区分に基づき業者選定審議委員会及び部会で審議し、一方的に全社を指名しておりました。公募型になることにより、新たに入札に参加する意思表示が必要になることから、得意な工事や地理的状況を熟知している場合は今まで以上に競争性が発揮され、結果的に市にとって経済的かつ公共工事の品質を高めるものと期待しております。

次に、地元中小企業の受注機会につきましては、新制度になりましても大仙市等級格付及び指名の基準に係る運用基準に基づき、大仙市に本店を有する市内業者及び大仙市内に支店、営業所を有する準市内業者を指名することに変更なく、現行の3ブロック別の指名から全市の指名に拡大されるため、受注機会が増えるものと考えております。

また、専門的な技術を持ちながら県の格付業者に至っていない格付外業者及び家族が経営の主体となっている規模の小さな業者の方々には、法律で許容されている130万円以下の随意契約のほか、市が独自に定めている小規模修繕業者の登録制度の活用を進めているところであります。

次に、官公需法の実施につきましては、市内に官公需適格組合がないことから現在は実施しておりませんが、新たに実施する公募型指名競争入札の公募文では、同一工事区域内の工事で同一日に連続して入札する工事について、1つの工事を落札した者はそれ以降の工事入札に参加できないと規定し、中小建設業者の受注機会の確保を図ります。

大仙市が新年度から実施を予定しているこれらの制度改正は、入札・契約の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除及び技術力の評価・活用などの法律に基づく要請並びに2年間の実施結果を踏まえ、総合的な対策を講ずるものでありますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問の第2点、品目横断的経営安定所得対策と市農政の今後に関する質問につきまして

ては農林商工部長から、質問の第3点、水道料金に関する質問につきましては水道局長からそれぞれ答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 質問の第2点は、品目横断的経営安定対策と市農政の今後についてであります。

はじめに、県事業の目指せ元気な担い手農業夢プランについてでありますけれども、新年度予算の対象となります組織経営体は19経営体で、その組織に参加している農家数は404戸、経営面積631.4haというふうになっております。また、個別経営につきましては、52の275.8haで、組織経営体と個別経営体の経営面積、合わせまして907.2haとなる見込みであります。

目指せ元気な担い手農業夢プランの新年度予算が大幅に増額になった要因につきましては、品目横断的経営安定対策の対象となります農業法人・集落営農組織等の増加に伴い、本事業の要望に対応するものであります。

次に、新制度における農業振興策につきましては、品目横断的経営安定対策がこの4月から実施されることから、より多くの農家が本対策に加入し、担い手の一員となることが地域農業の振興を図る上で重要であります。

当市は、県内第1位の水稲作付量及び収穫量を誇っており、基幹産業と位置づけております。このことから、水稲のみならず生産作物につきましては、産地づくり事業でも地域ブランド推進作物として野菜などへの支援を行い、さらなる販路拡大を図るため、JAなどの集出荷業者との連携に努めてまいります。

また、4月から本格的に市内小・中学校43校への給食メニューに米粉パン、地場産野菜を使用することにより、児童への食育の一環として地産地消の拡大を図り、農業振興の発展に努めてまいります。

このことから、本対策を最大限に活用し、米の効率的な生産を行うとともに、重点作物に取り組みながら複合型農業への転換を図るための支援を行ってまいります。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君） 質問の第3点目の水道料金についてお答え申し上げます。

水道料金の決定には、水道法の規定に基づく給水原価の算定が必要であります。給水原価は取水、浄水、排水等に係る修繕、動力、薬品代等、また建設に要した借入起債の

元利償還分、職員人件費等の総費用を総有収水量で除して決定されます。

しかし、南外地域のように給水人口に対して給水範囲が広く、配水管延長が長い、いわゆる配水管効率の低い簡易水道では、給水原価も高いものとなります。

管内他地域の最も高いところでも1 m³466円の給水原価に対し、南外地域では1 m³939円と2倍以上の給水原価となっております。水道料金の決定には、豊富な水をできるだけ安い価格で、しかし公共料金的性質から、他地域との均衡を保ちながら、また、公営企業性格から独立採算制も考慮するという相反するような諸条件を念頭に置きながら決定されなければなりません。南外地域の基本料金10 m³まで2千円というのも、総事業費から生ずる給水原価等から考えれば住民の負担は可能な限り低く設定できたものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、料金体系と市内の水道料金の統一化の見込みについてのご質問であります。現行料金は18年度市町村公営企業概要で県内13市の上水道料金の状況を比較しますと、例えば最も加入者の多い口径20 mmの基本水量20 m³を使用した場合、料金の高いところでは大館市の4,935円、最も安いところは仁賀保市の1,470円となっており、大仙市の場合は2,800円でありますので、13市の中で安い方から数えて4番目にランクされております。これは基本水量内で使う水を安く供給するという趣旨からでございます。基本水量内であれば1 m³当たり140円、超過分は1 m³200円という設定になっております。

また、水道料金につきましては、合併協議会において新市で水道事業計画を策定し、新たな水道料金体系や市内の水道料金統一化について構築するということになっており、合併前より地域毎に策定されている水道事業計画を見直し、大仙市全域を対象とした水道事業に関する中・長期的な視点に立った計画として大仙市水道事業基本計画を18・19年度の2カ年で策定いたします。

この計画には、東部地域の新規整備事業も含まれてくるわけですが、さらに水道事業の現状と将来見通しを分析・評価し、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示す地域水道ビジョンを20年度に策定いたしますので、その中で自らの水道事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、ご指摘の少量使用家庭も含めた基本料金の設定区分と新たな水道料金体系並びに市内の水道料金統一化など経営戦略を策定し、これらの課題について解決してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 2番、再質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 入札制度の改正の問題ですけれども、まず1番目に伺いました従来より競争性を高め、談合の余地を少なくできるというふうな点で10社から20社、参加できるようなことになるというふうなことです、この中からいわゆる指名業者数を選定するわけですので、10社、20社がそのまま入札に参加するというふうなことではないのではないかと私受けとめたんですけれども、いずれにしてもこの公募した希望業者の中から、これまで以上に数多い指名業者数を挙げるのが談合の予防にもつながるだろうし公正な競争にもつながるだろうというふうなあたりはいかがかということをお伺いしたいと思います。

それから、水道の問題ですけれども、いずれ今の南外の料金も含めて今の料金の設定は妥当なものだというふうなことでの話でありましたけれども、私は未使用者と少量使用家庭の問題をまとめて軽減というふうな言葉で伺いましたけれども、未使用者への問題と、それから少量家庭への基本料金の軽減の問題とは質がまったく異なる問題だというふうに私とらえています。といいますのは、そもそもこの未使用家庭から水道基本料金を取れるのかというふうな問題だと思います。南外地域の24%に当たる274世帯がいわゆる配水管から家庭内に給水装置をつける工事をできないまま未使用というふうになっているわけです。そういう方々から毎月基本料金を徴収、納めているというふうなことが果たして妥当なのかどうかというふうなあたりのことを聞きたいと思うんです。市の給水条例を見ますと、水道料金は水道使用者から徴収するとなっております。使用者とは家庭内に市の定めに従って給水するための給水装置を設置した上で給水契約を申し込んで初めて使用者となるようでありますので、そういう意味でしっかりとこの家の中の水道に水を引くことができる状態になった時点で初めて使用者になり得るわけですので、こういった工事を全然やられていない、できないでいる、そういった未使用者にこの水道料金を賦課するというふうなことがいかなるものかという点での認識をお伺いしたいと思います。そういう意味で20年度までの新しいこの地域水道ビジョンというふうなものが策定される前に、この未使用家庭からの料金徴収の問題は、いっぺんやはり解決しておかなければならない問題もあるのではないかと思いますので、その辺をお伺いしたいと思います。

以上、水道と入札制度について伺います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤文子議員の再質問にお答えいたします。

この入札制度の簡易公募型についてであります。先程もご説明申し上げましたけれども、要するに意欲のある方が手を上げる、意思表示をしたこの方たちが全部入札に参加するということになります。従来のやり方ですと一方的にこちらで指名競争の全社指名という、これはその時代の平等性の確保ということで全社指名というやり方でありましたけれども、今度は意欲のある方、私ならこのぐらいでたぶんできるだろうということで手を挙げてくるわけですので、その方たちが要件に該当していればすべての人が参加できるということでもあります。

それで、全社指名していますとどうしても相指名の問題が絡んできまして、国では法律ではないんですけれども相指名は談合に通じるということでやめなさいという指導がありますので、簡易公募型にすることによってこの相指名の問題も克服できるのではないかなというふうに思っています。

それから、南外の水道事業の関係でありますけれども、この未使用の家庭の問題、これだけ取り上げますと非常に無理を感じますけれども、水道事業を建設するにあたっての旧南外村での様々な進め方、取り決めが前提になっているようでありますので、この辺のいきさつにつきましては水道局長からもう一度答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君） お答え申し上げます。

南外村の水道の未使用者の問題でございますが、先程申し上げましたように1, 142戸加入世帯ありますが、そのうち274戸が、23.99%ですが、メーターのみの設置、メーターまでの設置ということで水道の水そのものは使用していないという世帯でございます。これにつきましては、事業を進める際に加入率の拡大ということもありましたようでございますが、今現在井戸の水を使用しているも将来的に井戸が使えなくなったというようなことも生ずる可能性があるかと、あるいはまた、そのようなときに個別に水を引く工事をすることになれば多額の負担が個人的に生ずるというようなことで、事業期間中にそのメーターまで設置しておいた方が将来的に安心して万が一のときに切り替えできるというような説明で各集落で説明会を行い、そして理解をいただいた上で加入申込書、これらをいただきまして加入者として計上しているということでございます。

また、17年の5月、事業期間中でございますが、17年の5月の広報なんがい地域版におきましても水道料金についてということで改めてこのような内容のことを広報でお伝えしております。メーターと宅内等の水道管を接続しなくても基本料金はかかりますのでご了承くださいというようなことで加入説明会のときに説明もしているし、広報等でも出しているというようなことで支所の方から報告を受けております。

ご指摘のように水道料金というのは、条例にもありますように水道料金は水道使用者から徴収するというふうに規定、はっきりとうたわれておりますが、この解釈といたしましては、市といいますか当時村でございますが、のメーターを貸与しているわけでございます、それまでに、そこにもっていくまでに事業費もかかっているわけでございます、水の使用そのものはなくともメーターを設置しているということで使用者とみなすということで、こういう条例上、当時の村の条例も同じ内容でございますが、この内容について当時、市町村課にも照会した経緯があるようでございますが、現在まで続いているというような状況でございます。

以上でございます。

- 議長（橋本五郎君） 2番、再々質問ありますか。はい、2番。
- 2番（佐藤文子君） 水道の問題ですけど、いずれ工事に関わるメーターまで設置して工事費もかかる、それはもちろん皆さん負担金として一度17万円等納めていらっしゃるようであります。その加入者になったからといって即使用者になるということではないのであって、やっぱり今、全く未使用の状態の人から取り続けるというふうなことが果たして良いのかどうかというふうなことを私聞いておりますので、今の条例に合わせてこれはやっぱり取ることができないのではないかというふうな方向で検討する問題ではないかというふうにも思うわけであります。そういう意味で条例に従ってやっぱり使用者から徴収するというその趣旨をきちっと踏まえた水道料金の徴収事務を進めるべきでないかというふうに思うので、その辺をもう一度お考えを聞いて質問を終わりたいと思います。
- 議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。
- 市長（栗林次美君） もう一度水道局長からお答えいたします。
- 議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。田口水道局長。
- 水道局長（田口良邦君） お答え申し上げます。

現段階では正式に本人から簡易水道加入申込書というのをいただいて給水装置を設置

してくださるよう申し込めますというような手続きを踏んでおりますので、現段階では加入者とみなして基本料金をいただくということの方針を続けたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

次に30番藤田君雄君。はい、30番。

○30番（藤田君雄君）【登壇】 30番の藤田君雄です。最後ですので皆さん大変お疲れでしょうが、もう少しですのでよろしくお願ひしたいと思います。

前の質問者の皆さんの質問と重複することがございますが、再確認という意味で簡単に質問をいたしますので、大変お疲れでしょうが、議事録を見る、そうしてくださいますと言わずにお答えを簡単にお願ひしたいと思います。

それでは質問をいたします。

平成19年度予算編成については、依存財源率が72.6%と高い中で大変ご苦労なされた編成であったと思います。事務事業の規模、必要性、優先順位等で市としての考え方を基盤に、合併時に協議したものであっても見直し、編成したと申しました。この予算が通年予算を目指すものであるとすれば、市全体のバランス・発展をお考えになったすばらしい予算であると心から最大の賛辞を申し上げたいと思います。これだけのバランスの良い引き締めた予算を作り上げたことは、大仙市の未来を見つめた市長の深いお考えの表われだと思ひます。

さて、そうした中で経常収支比率を90に下げる目標を持って推し進めることと思ひますが、平成18年度予想経常収支比率はいくらになるのでしょうか、お知らせをお願ひしたいと思います。歳入が年々減少していくと思ひますが、歳出構造をスリム化し、歳出全般を見直し実行して、いつ頃目標の90になる予定なのか、また、次に実質公債費比率についてお伺ひします。

平成19年度で地方債発行高が1,116億5,800万円になり、また、地方債元利償還金が101億9,100万円になるようですが、18年度の実質公債費比率の予想はいくらになるのか、今後いくらまで上がっていく予想なのかお知らせをお願ひしたいと思います。

次に、職員の給与引き下げについてお伺ひをいたします。

このままでは赤字団体への転落も想定せざるを得ない厳しい状況であるので、行政

サービスを切り詰めて職員からも給与引き下げで協力をお願いしたいと話し合いを組合と続けているようですが、どのような状態でしょうか。今の社会情勢の中で職員は、公然とは反対しにくい情勢であります。給与に関することは市長の専権事項で私どもがとやかく言うことでないかもしれませんが、私はこのことを実施することで市全体にやる気がなくなる、そうになってしまうのではないのか、意気消沈してしまうのではもともこもなくなってしまうのではないかと老婆心ながら心配をしているわけでございます。市長は職員を信じてどんな状態の中でも、どんな状況におかれようとも大仙市の職員は公僕としてその使命を忘れることなく誠心誠意努力してくれると信じての決断だと思いますが、私もそのように信じたいのですが、しかし年額で主事等は5万2千円、主査11万9千円、主幹で14万7千円、課長27万2千円、部長で37万6千円の削減となるようです。大変大きな数字です。市は行政の中で末端の組織です。直接住民と触れ合う中でいろいろ事業を進めていくところでございます。市と職員との混乱は市民が一番迷惑をかかると思いますが、いかがでしょうか。メディアにとっては給与引き下げは良い材料になると思います。市の広報にとっても大きな話題提供になると思いますが、市民の市政参加、開かれた市政を訴える市長ほど市民を大切に思う人はないと思いますが、このことで市民が意気消沈した職員と向き合うことの悲しさを考えてほしいと思います。合併3年目で市として基礎をつくり、土台を回し、柱を立て、重要な時期です。職員に活力を与える方法を考えながらの実施なのでしょうか。もし行うとしたらいつからいつまでなのか、他に方法はどうしても見つからなかったのかお伺いをいたします。

次に、農業についてお伺いをいたします。

集落営農、法人化支援センターの先生方の日夜祭日を問わず努力していることには心よりお礼を申し上げます。あの先生方のおかげで農家は大きく変わる農業情勢の中で、そのショックを最小限に受けとめながら新しい農業経営に取り組んでいるところと思います。その努力の結果、成立した農業法人、集落営農はいくらになっているのか、もう一度お願いを申し上げます。また、いろいろな条件、状況の中で参加できない農家はいくらいるのか、参加できない農家に対する支援策はどのようなになっているのか、再度お知らせをお願いしたいと思います。また、集落営農、法人化後のそれぞれの団体等に農業従事指導を行う農業指導センターの設立は考えていないのでしょうか。これは高齢化や地域農業低迷が地域全体の活性化に大きな障害になっている中で関係機関が足並みをそろえて農家を支援するようにすることが、このことにより合併によるサービスの公益化、

あるいは普及機関の人員減少などを克服して、農家が安心して農業に取り組める指導体制を整備し、基幹産業である農業を守ることが必要だと私は考えます。ワンフロアで全部ができることは各機関が共通の認識を持って、また、農家と指導機関が一体となって全てに臨むことができること、そう思います。いかがでしょうか。

次にお伺いをいたします。

私は、年に何回か市政報告会を開きながら市民の皆さんの声を聞いて、自分の活動の一端にさせていただいております。その会合の中で市民の中から「お前は合併のときの報告では、合併2年後を目途に中仙地域は市外局番を回すことなく大仙市内に電話することができるようになると言ったが、どうなっているのか忘れたのか。私たちはお前の言ったことを信用して何も言わずに黙って待っているがどうなのか」と聞かれました。確かに合併協議の中で市がN T Tと話し合いを持って2年以内に地域一体化を考え、そのことを実行するという話し合いがあったと記憶しておりますが、今の状況はどのようになっているのでしょうか、お知らせを願います。

また、市全体を見ますと亀の子状態の道路が大変多くなってございます。中心から離れば離れるほど道路状態が悪く、おばあさん方は車を押して歩けないような状態のところもございます。そのような道路の改善はいつできるのか、果たしてこのまま終わるのか教えてほしいという声がありましたが、どのように住民に説明したらいいでしょうか、お知らせを願いたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 30番藤田君雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 藤田君雄議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、財政問題についてであります。

はじめに、経常収支比率につきましては、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われるもので、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に、市税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを見るもので、一般的に都市部においては75%程度が充当とされる指標であります。17年度決算の県内平均は93.9%となっております。

ご質問の18年度の決算見込みにおける経常収支比率は94.1%と試算しておりますが、17年度の94.2%と比較して0.1ポイントの減と、わずかながらも改善される見込みであります。しかしながら、19年度当初予算ベースでは、歳出を削減した

以上に歳入一般財源が不足したため、指標としては95.6%と0.9ポイントの増と推計しております。

市の財政状況は、コスト削減の努力はしているものの指標の分母となる地方交付税をはじめとして地方譲与税や各種交付金の減少が歳入一般財源不足へと大きく影響を及ぼしており、依然として自由に使える財源が乏しいという厳しい財政運営を強いられている状況であります。

市としては、将来的にもさらに地方交付税の減少が予想される中、自主財源確保に努めるとともに歳入規模に見合った予算規模とすべく歳出の削減を実施し、経常収支比率をできるだけ90%に近づけるよう、さらに削減に取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、実質公債費比率につきましては、17年度決算から新たに起債制限の財政指標として設けられた指標であり、公債費の償還に債務負担や公営企業債等の償還財源に対する普通会計からの繰出金などを含めるもので、この数値が18%を超えると起債許可団体及び公債費負担適正化計画策定団体に、25%を超えると一般単独事業債の起債が制限され、さらに35%を超えると補助事業系の起債も制限されるものであります。

なお、17年度決算の県内平均は16.0%となっております。

ご質問の18年度の決算見込みにおける実質公債費比率は17.8%と試算しており、17年度の17.0%と比較して0.8ポイント増となっております。19年度では18.7%で、その後も毎年増となり、現時点でのピークは平成24年度に22%で、翌25年度から数値が下がり始めるものと推計しております。

当初予算比較では全会計の元利償還金が前年度よりも4億6,900万円の増となり、指標に大きく影響しております。この要因は、合併直前の15年度に旧市町村で発行した176件の市債が約111億円にものぼり、このうち3年間の据え置き期間が終わって元金の償還が19年度から開始されるものが52件もあるため、この元金の増分だけでも3億5,700万円となっております。現在の試算では20年度からは市債の発行に県の許可が必要となることが予想されるため、後年度の負担を考慮して十分な精査のもと事業の見直しを図り、市債発行の額を抑えて比率の抑制に努めなければならないと考えております。

次に、職員給与の引き下げにつきましては、先のご質問にもお答えしておりますとおり、当初予算編成の最終段階において、歳入歳出ギャップが約5億円生じたことから、

考えられる様々な選択肢について検討を行ったわけでありましたが、今後の大変厳しい財政事情を考慮し、最終的にこの判断に至ったわけであります。

また、地方交付税への依存度が高い本市の平成20年度以降の財政状況は今以上に厳しくなると予想されていることから、この給与引き下げは3年間を目途に実施する予定としておりますが、その実施内容につきましては毎年事前に職員団体と十分協議してまいりたいと思っております。

職員の給与削減という苦渋の決断をしたわけでありましたが、こうした厳しい財政状況を全職員が認識し、一層の歳出構造のスリム化を図るとともに、歳入一般財源の確保に努め、一丸となってこの難局を乗り切る所存でありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

質問の第2点、農業に関する質問につきましては農林商工部長から、質問の第3点、市民の声からに関する質問のうち、市外局番の統一に関する質問につきましては企画部長から、2点目の市道のひび割れ問題に関する質問については建設部長からそれぞれ答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） 質問の第3点、市民の声のうち電話番号についてお答え申し上げます。

合併後の大仙市内には市外局番が0187の大曲局、角館局と018の秋田局が混在してございます。

昨年3月24日の中仙地域協議会の場で、NTTの不一致解消、いわゆる0187の大仙市内でありながら中仙地域が角館局となっている経緯について、大曲局に統一できるよう検討してまいりたいと市長がお話を申し上げてございましたが、この件について総務省に問い合わせした結果、市町村合併に伴う番号区画の変更の場合、1つ目として、行政区域に合わせることを、2つ目として当該地域の自治体からの要望で当該自治体の住民の合意があり、当該自治体が十分な周知、広報を行うこと、そして3つ目として関係電気通信事業者において技術的に対応が可能であることの要件を満たす必要があると言われてございます。

大仙市内には秋田局の協和地域と大曲局と同じ0187である角館局の中仙地域がございりますが、市町村合併に伴う番号区画の変更として実施する場合、協和地域と中仙地域がどちらも同じ番号に変更しなければならないため、協和地域では市外局番だけでな

く電話番号の変更も要することとなり、非常に難しいと判断してございます。

市町村合併の特例によることが無理な場合については、N T Tの判断となりますが、N T Tの単料金区域と行政区域の不一致解消の基準がありまして、1つ目として、やはり行政区域に合わせる変更であること、2つ目として行政区域の主たる地域が所属する単料金区域への変更であること、また3つ目には当該地域のお客様全員が要望されており、かつ電話番号の変更、料金負担の変動について了解いただいているということが条件でございまして、総務省と同じような考え方が示されてございます。

同じ0187の市外局番でありながら大曲局と角館局とのことから市外局番を押さなければ市内に電話をかけられないということは非常に不便なことでありまして、市外局番を押さなくても市内に電話ができるよう総務省やN T T電話番号区画変更の柔軟な対応ができるよう要望してまいりたいと存じます。

しかし、なお、変更には当該地域のお客様全員が要望していることとの条件がございまして、地域の皆様のお考えを改めて再度確認してまいりたいと存じますので、よろしくそのようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 質問の第2点は農業についてであります。

はじめに、設立した農業法人と集落営農組織の数につきましては、昨日武田議員のご質問にお答えしておりますけれども、2月末現在の設立数は、農業法人が25経営体、集落営農組織が48経営体、合わせまして73経営体となっております。さらに、今年度中の設立を目指しまして準備中の経営体は、農業法人が6経営体、集落営農組織が16経営体、合わせまして22経営体となっております。

4月から新対策の加入手続きが始まりますけれども、それまでに農業法人が31経営体、集落営農組織が64経営体、合わせまして95経営体となる予定であります。

また、2月末現在の認定農業者数は1,381経営体で、うち本対策の要件を満たす4ha以上は804経営体となっております。

次に、対策に参加できない農家数とその支援策につきましては、現在、大仙市の農家数は約1万戸であります。認定農業者で新対策の要件を満たすものが1,000戸、集落営農組織や法人組織に参加する農家数を1,900戸と想定しますと、現時点で7,100戸の農家が未加入ということになります。

しかしながら、認定農業者や集落営農組織、法人組織への農地集積が大きく進んでおりますので、本市の農地面積の約40%、7,009haが新対策の支援を受けられる見込みとなっております。

加入できない農家への支援につきましては、新対策の2年目以降も加入が可能でありますので、新年度も引き続き集落営農法人化支援センターを中心に、この対策に加入できるように推進してまいります。

次に、経営管理、営農技術指導等の指導体制につきましては、担い手が個々の経営状況に応じて必要な経営相談、技術指導、法人化支援、農地の利用調整等の支援を受けることができる支援活動を一元的に行うワンストップ支援窓口を設置し、担い手からの相談に的確かつ迅速に対応するよう、構成組織やサポートチームメンバーなどの連携の強化を図って対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。柴田建設部長。

○建設部長（柴田勝三君） 市道の亀の子道路、いわゆるクラック状態の改善についてでございますが、市道の舗装済み延長は平成18年4月1日現在で159万2,466mで、市道総延長の50.2%となっております。

これまで市道の舗装面にひび割れや穴が生じて通行に支障をきたしている箇所につきましては、打ち換え、オーバーレイ及びパッチング工法等により随時補修をして通行の安全に努めてきているところであります。

平成19年度においては、道路新設改良費の予算により、市道の秋田わか杉国体自転車競技ロードレースコースの舗装面ひび割れ状態であります延長5,084mについての補修や道路維持管理費の予算により、補修の緊急度の高い箇所から順次工事をして市民の安全・安心に努めてまいります。

また、平成18年の2月から3月にかけての異常低温が凍上災害復旧事業の採択条件であったことから、ひび割れの損傷が著しい箇所について国へ積極的に事業申請をし、現地査定の結果、事業費をいただいた大曲地域の4路線、西仙北地域の6路線、中仙地域の4路線、南外地域の1路線、太田地域の3路線、合計18路線、延長にしまして1万8,327mにつきましては、平成19年度施工として国費3分の2の負担のもと、舗装面の打ち換え工事を実施する予定でございます。これにより損傷の著しい箇所の改

善が図られるものでございます。

今後もこのような財政上有利な制度を活用するとともに、通常の道路予算の中で老朽化している道路舗装の補修を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 30番、再質問。はい、30番。

○30番（藤田君雄君） 最初のことについてちょっとお伺いします。

私この給与の引き下げについて一番心配なのは、今まで2年間の間に、2年間合併してきた間に、これだけ構造改革、あるいは行政改革できたのは、これ市長だけの力ではなく、市長を取り巻く職員の力があつたからだと思います。ただ、先程も言いましたように絶大なる信頼のある市長ですけれども、市長と職員の信頼関係にこのことによってひびが入ることがあれば大変だと私は考えます。また、もしどうしてもこれやるようですので、組合と話をするとき、一般会計全体に職員の給与の引き下げ分を充てるのではなく、目的を持った、皆さんの給与はこの面に充てますよ、こうやってやりませよという目的を持った引き下げをした方が私は組合との話し合いがつくのではないかと、話し合いができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

それと、次の農業問題ですけれども、今、ワンストップ窓口を設けながらこの後農家への支援を総合的に行っていくという話がありました。大変有り難いことだと思います。でも私が心配するのは、今、大仙市の農家の今の報告ありました7,500戸、これが今年1年、今の政策から外れて補助体制が大変少ない状態で1年を暮らした場合、果たして再来年、来年ですか、20年度にこの政策に加入してくるのか。むしろ補助金はいらない、自分の家の田んぼだから自分で作り自分で売りますと、そういう考えになられたときに、大仙市としての農業というのは大きく後退すると思います。そのことに関する対策は何かお考えになっているのでしょうか。

また、私が言いました指導センターというのは、実は今の予算の中で各地域にそれぞれ各地域の農業を考えた予算が配分されているようです。大変結構なことだと思います。しかし、それぞれその地域その地域で問題を抱えている人が多くございます。例を挙げますと、キュウリのレトルリン問題、それから枝豆、大豆、ホウレンソウ、アスパラなどの連作問題、これは個々の農家で対応できることでは私はないと思います。技術そのものは私はこれは行政が改革してやり、そしてそれを保持するのが農協であり、農家だと私は思います。そして今までそうやって農家というのは暮らしてきたような気がしま

す。今、一番問題になっているそのような新しい技術を実際に農家に伝達するところがありません。農家が一番苦しんでいることをやるところがありません。2年前に市長は、集落営農、法人化センターで技術面も兼務させると言いました。このことは完全に無理なのです。また、今いろんなものを調べてみますと、JA、仙北農業共済、土地改良区、大仙市等からなされる水田農業推進協議会、あるいは大仙市防除協議会、大仙市地域担い手育成総合支援協議会、このことが各組織の団のところの長を集めながら意見調整を図り、そしてその意見調整を踏まえて各係が、事務担当者がそれこそ進めていくとなっております。しかしながら現実は大仙市で行う農業政策というものは、農協はその7割をわかっているでしょうか。農家に至ってはほんの一部の特農家と言われる人しかわかりません。そこで農協、農家、共済、普及所、一緒になりながら農家全体を見据えた指導をしていく、技術指導をしていく、そういう組織というのはこの後絶対必要なんです。私、平成4年に議員をやらせていただきました。そのとき中仙町は米以外で得れる金額というのは300万円です。でも、今で言う夢プラン、それから戦略作物推進事業、それから新技術開拓事業ですか、を3本柱として進めてきたわけです。そうした中で今の販売額というのは平成18年度で中仙地域が3億円を突破してございます。これはひとえに1つの事業を進めるときに、ほかと同じことをやっていたらほかの市と同じか、あるいはそれ以下なんです。ほかより一歩進んだこと、ほかより一つ考え方を別にして、農家と一緒に歩もうとすることにより5歩も10歩も農家は前へ進むんです。そのことをおわかりになって、この後どうかもう一度そのワンストップ窓口を大きな目で見えてお広げになっていただければ、私ども農家にとっては、またこれから新しい農業に取り組む者にとっては大変有り難いことだと思います。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 藤田議員の再質問にお答え申し上げます。

給与引き下げの問題についてであります。もちろん今、大仙市が様々な課題に取り組みながら前向きに改善をしながら進んでいることは、職員全体がやっぱりそういう形で動いているということの証左の1つだとは思っております。そうした職員の力というもの的大事にしなければこの大仙市の先行きは非常に大変だなというふうに思っております。我々執行部と職員との信頼関係、これがやっぱり一番大事だと思っております。仕事をするのも人でありますので、そこでの信頼関係が崩れればやっぱり市民に対して良いサービスもできなくなるということでもありますから、そういう信頼関係を崩さない

ように職員団体とも十分この問題について話し合いをしながら、何とか合意のもとでの給与の削減の問題について入っていきたいというふうに思っております。鋭意話し合いを続けておりますので、まだ時間はあると思っております。職員団体の皆さんの方からも別の意味での提案等も出てきております。そういう提案を含めてこうした問題について粘り強く話し合いをしながら合意にもっていきたいというふうに思っております。

それから、この考え方の問題ですけれども、やはりこういう大変な事情の中で職員の皆さんにも協力をいただくということで今お話し合いを続けておりますけれども、そうした場合、やっぱり全体の予算執行、そうした中でどういう効果が職員の力、協力に出てきたのかということについても、できれば数字的に表わせることができないかな、あるいはどこかでやはりその努力の結果というものを表現できるような、そういうことも検討していかなきゃならないものだと、こういうふうに思っております。いずれこの問題につきましては年度毎に、我々は3年間という1つの期間を設定して考えておりますけれども、年度毎に事前にこの問題について職員団体含めて協議していききたいと、こういうふうに思っております。

それから、この農業のワンストップ窓口の関係と大体4割程度が現在の新制度で組織化された問題につきまして、それから農業指導センターの問題につきまして、もう一度農林商工部長から答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 質問の第1点目についてお答えいたします。

最初にJAさん、あるいは普及所、行政が一体となって今後指導すべきではないかということについては、私も同感でございます。いずれこのワンストップ窓口については、県議会等で再三議論した内容を踏まえてこのワンストップ窓口が設置された経緯のようでございます。したがって、県の方でも25市町村それぞれにワンストップ窓口を置くということは、それぞれの市町村でいろんな問題が提起された中でそれを解消しなければならないと、大仙市そのものに限ったものではなくて全県に言えることなんですけれども、そういった諸々の問題を即解決する方向づけということでそのワンストップ窓口というのは先程何回も申し上げておりますけれども経営分析から始まって経営診断、あるいは営農指導、技術指導、そういったものをワンフロア的に一元的にはできないのかということで県の方でも検討しているようでございますので、4月以降、このことについてはどういう設置の方法が一番その大仙市に合っているのか、あるいはこの仙北地域に

合っているのかと、そういった観点から議論される課題の1つというふうにとめております。いずれ4月からこういう制度がどういう形で設置されるかについては、関係機関の皆さん方のご意見を伺いながら、より良い方向づけで設置されるものというふうには私は認識いたしております。

それから、藤田議員はアスパラの第一人者ということで、大仙市管内ではアスパラは20億円のうち3億2,400万円ですか、そういう実績を持っておられる方でございます。この野菜等のこういう指導については、よくこの後も農協さん、それから県、共済、いずれこの農業関係団体と機会をみましてじっくり話し合いたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

それから、連作障害とか起きておるということでございます。野菜にかかわらず葉たばこですか、永年作物の葉たばこ等についても連作障害が起きております。したがって、新年度から葉たばこの連作障害については土壌改良剤の予算化をしております。大変厳しい予算内容ですけれども、もし野菜等にもそういう連作障害等が起きて、実際農家の人が多大な損失を被っているという場合には、ひとつ厳しい予算内容ですけれども遠慮なく農林課の方にご相談いただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 30番。はい。

○30番（藤田君雄君） あと一言だけ言ってやめます。答えはおりません。

大変今お金がないお金がないとおっしゃいますが、平成14年度に中仙町の農林水産業費というのは10億2,500万円なんです。それが合併して1億7,300万円まで落ちています。農業振興費に至っては1億5,100万円あったのが5,200万円まで落ちているんです。これだけ落としていっても金がないというのは、どっかに落とし穴があると思いますので、全体をもう一度よく見渡しながらかよく運営のほどをお願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） これにて30番藤田君雄君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午後2時30分に再開いたします。

午後 2時20分 休 憩

午後 2時31分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第2、議案の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは議案の訂正につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付しております議案の訂正についてという資料をご覧いただきたいと存じます。

今次定例会初日に提案いたしました議案第16号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市計画法に基づく開発行為の許可審査手数料6件と秋田県からの権限移譲に伴う砂利採取法に基づく審査手数料5件を新たに加えるものでありますが、このうち砂利採取業者の登録申請に対する審査、砂利採取業務主任者試験の受験の出願及び砂利採取業務主任者と同等以上の知識及び技能を有する旨の認定申請に対する審査につきましては引き続き秋田県の事務であることから、これら3件の手数料に関わる部分を削除していただきますよう議案の訂正をお願いするものであります。

なお、訂正後の議案書をお手元に配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案の上程に際しまして、このような不手際がありましたことにつきまして、この場をお借りいたしまして深くお詫び申し上げますとともに、訂正につきましてご承認賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

終わります。

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。議案第16号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案の訂正を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 日程第3、議案第8号から日程第58、議案第63号までの56件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第9号、議案第11号から議案第13号、議案第26号、議案第30号、議案第40号及び議案第41号までの8件は総務常任委員会に、議案第8号、議案第10号、議案第15号、議案第27号、議案第31号、議案第35号から議案第37号、議案第43号から議案第45号及び議案第47号までの12件は企画産業常任委員会に、議案第14号、議案第17号、議案第22号から議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第32号、議案第34号、議案第38号、議案第46号、議案第53号及び議案第60号から議案第63号までの17件は教育民生常任委員会に、議案第16号、議案第18号から議案第21号、議案第33号、議案第39号、議案第42号、議案第48号から議案第52号及び議案第54号から議案第59号までの19件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第59、議案第64号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第64号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第60、議案第65号から日程第74、議案第79号までの15件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第79号は総務常任委員会に、議案第65号、議案第66号、議案第68号、議案第69号及び議案第76号から議案第78号までの7件は教育民生常任委員会に、議案第67号及び議案第70号から議案第75号までの7件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第75、議案第80号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

議案第80号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第76、議案第81号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

議案第81号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第77、議案第82号から日程第99、議案第104号までの23件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

議案第84号及び議案第98号から議案第104号までの8件を総務常任委員会に、議案第82号、議案第83号、議案第86号、議案第87号及び議案第94号から議案第97号までの8件は教育民生常任委員会に、議案第85号及び議案第88号から議案第93号までの7件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第100、議案第105号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

議案第105号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第101、議案第106号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

議案第106号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第102、請願第9号から日程第104、請願第11号までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、お手元に配付の請願文書表のとおり企画産業常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第105、陳情第42号から日程第110、陳情第47号までの6件を一括して議題といたします。

本6件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれの記載の各常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月9日から3月18日まで、10日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、3月9日から3月18日まで、10日間休会することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会し、来たる3月19日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

本当に長時間ご苦勞様でございました。

午後 2時41分 散 会

